

TOYOSHIN REPORT 2021

—— 豊田信用金庫の現況 ——



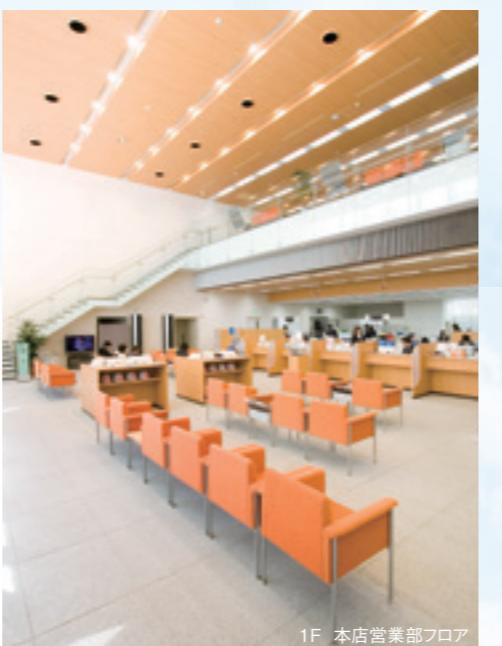
CONTENTS

2	ごあいさつ
3	経営理念と基本姿勢・目標
3	業績の概要
4	法令等遵守及び顧客保護への取組み
6	リスク管理態勢
8	金融円滑化管理態勢
9	金融ADR制度への対応
11	自己資本の状況
12	金融再生法に基づく開示債権とリスク管理債権の状況
15	営業のご案内
18	サービスのご案内
18	相談業務
19	主な手数料一覧表
21	とよしんの健全度
21	地域密着型金融の取組みについて
22	中小企業の経営改善及び地域活性化の取組み状況について
30	総代会制度について
32	第72期通常総代会の決議事項
33	とよしんの沿革と歩み
35	主要な事業の内容
35	営業地区
36	組織図
36	役員(役員・役員報酬体系について)
37	とよしんマップ
39	店舗一覧(店舗外ATMコーナー)
40	索引(ディスクロージャーの記載事項)

資料編は当金庫ホームページをご覧下さい。
<https://www.toyoshin.co.jp>

概要(令和3年3月末現在)

創立	昭和24年12月19日
本店	愛知県豊田市元城町1丁目48番地
会員数	57,275名
預金	1兆7,114億円
貸出金	8,395億円
店舗数	42店舗(豊田市内28店舗)※インターネット支店含む
役職員数	874名(男子500名・女子374名)



1F 本店営業部フロア

ごあいさつ



理事長

藤嶋 伸一郎

平素は、私ども豊田信用金庫に対し格別のご愛顧を賜りまして、誠に有難く厚くお礼申し上げます。

ここに当金庫の令和2年度の事業内容をお伝えする「TOYOSHIN REPORT 2021 豊田信用金庫の現況」を作成しましたので、ご報告させていただきます。

令和2年度の経済動向を概観いたしますと、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大が急激かつ大幅な景気後退を引き起こしました。特に、感染防止対策として人の往来が制限されたことから飲食、宿泊、観光業を中心に多大な影響が及ぼしました。

当地域の経済につきましても、年度当初はコロナの影響により自動車産業の生産ラインが停止しましたが、経済活動の再開に伴い年度後半から自動車需要に持ち直しが見られるようになりました。その後、地震による部品不足等から一時的に工場稼働が停止することもありましたが、急速に景況感は改善しております。しかしながら、当金庫の調査では、中小企業の景況感は厳しい水準で横ばいが続いております。

こうした経営環境の中、当金庫は地域の皆様にご満足いただける金融商品、サービスの提供に努めてまいりました。

まず、店舗展開としましては、高橋支店を新築移転し、令和2年7月6日に仮オープン、その後12月1日にグランドオープンいたしました。また、お客様の利便性向上のため、商業施設を中心に店舗外ATMを4ヵ所新設すると同時に、利用状況等を考慮し1ヵ所を廃止いたしました。

新規商品につきましては、令和2年11月2日より、当金庫の住宅ローンをご利用のお客様を対象として金利を優遇したりフォームローン商品「リフォームローンベスト」の取扱いを開始いたしました。

また、令和2年12月15日より、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業の財務体質強化を図り、事業の発展・維持継続を支援することを目的とした日本政策金融公庫との協調融資「新型コロナ対策 経営力増強トータルサポート」の取扱いを開始いたしました。

新規サービスとしましては、令和2年6月4日より、店頭での「ICキャッシュカード即時発行サービス」の取扱いを開始いたしました。さらに、「とよしんアプリ」の機能追加を行い、令和2年10月19日より、住所および電話番号の変更届、ならびにキャッシュカードおよび通帳の喪失届が、原則24時間受付可能となりました。

なお、山村地域活性化を図ることを目的に、空き家を活用する事業者を包括的に支援する「共働によるまちづくりパートナーシップ協定」を豊田市と締結し、令和2年4月1日より取組みを開始しております。

業績面を見ますと、預金につきましては期末残高で1,711,447百万円(前期比101,189百万円6.2%増)となり、貸出金につきましては同じく839,535百万円(前期比49,158百万円6.2%増)となりました。これに伴い、預貸率は期末残高において49.05%と前期比0.03ポイントの低下となりました。

収益面では、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い事業継続支援資金の供給に努めた結果、貸出金利息収入が前期比333百万円増加いたしました。また、お客様の資産形成支援提案に積極的に努めたこと等による預かり資産販売手数料の増加を中心として役務取引等収益が前期比108百万円増加いたしました。しかしながら、マイナス金利政策の長期化等による市中金利低下の影響により、有価証券利息配当金が前期比638百万円減少いたしました。また、中長期的に安定したインカム収入を確保するため債券売却を抑制したこと等から国債等債券売却益の計上が前期比724百万円減少しました。

一方、費用面では預金支払利息が前期比213百万円減少しました。また、株式市況の堅調な推移から株式等償却が前期比610百万円減少しました。

これに伴い経常利益は2,025百万円(前期比127百万円5.9%減)となりました。また、当期純利益は1,640百万円(前期比51百万円3.2%増)となりました。

今期は令和3年度を初年度とする中期経営計画「Re:スタート2021」に取組み、各種経営課題や計数目標に挑戦し、地域金融機関としての強固な経営基盤を確立してまいります。また、「職員全員が顧客のベストパートナーとなる」、「サービス、収益性、地域シェア県内ナンバーワン金庫」との中期経営計画のビジョンのもと、地域密着・課題解決の推進を図り、将来にわたり持続可能なビジネスモデルを地域とともに構築してまいります。

特に、新型コロナウイルスの影響を受けてお取引先への適切な金融支援に引き続き努めるほか、進展する高齢化社会において豊かな老後を送ることができるよう、お客様本位の業務運営方針に基づく資産形成支援にも一層積極的に携わってまいります。

対処すべき課題といたしましては、第一の課題は、法令等遵守態勢の一層の充実・強化です。地域に対する社会的責任と公共的使命を常に自覚し、法令等を厳格に遵守することを重要な経営課題として取り組んでおります。また、これまで以上にお客様の目線に立ち、「お客様本位」の考え方に基づく業務運営の徹底を図ることが必要であると考えております。

第二の課題は、経営管理態勢の充実・強化です。経営トップ主導のもと、各種リスクへの対応力を高めていく必要があります。特に、国際的な課題となっているマネロン・テロ資金供与対策について、より一層の対応強化に努めます。また、政府が推し進めるキャッシュレス社会の到来や、あらゆるモノがインターネットにつながるIoTの急速な伸展が予想されており、サイバー攻撃による被害を受ける可能性が高まっています。よって、「サイバーセキュリティ取組方針」および「サイバーセキュリティ取組計画」を踏まえ、その態勢整備の構築ならびにさらなる強化に努めてまいります。

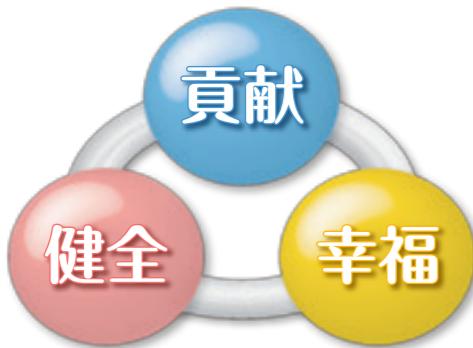
引き続きなお一層のご支援ご鞭撻を賜りたく、謹んでお願ひ申し上げます。

令和3年7月

経営理念と基本姿勢・目標

経営理念

豊田信用金庫は、地域の皆様にお役に立つコミュニティ・バンクを目指し、「貢献」「健全」「幸福」を経営理念として、地域にあって地域とともに歩んでまいります。



信用金庫の特性

信用金庫は、営業地区や会員資格が定められており、会員1人1票制の民主的な運営により、会員の立場に立った経営を行っています。なお、運営上、当金庫は総会に代えて会員の代表による総代会により、会員の意見を経営に反映しています。

営業地区	信用金庫は地縁・人縁を基礎とする特性をもった協同組織金融機関であり、定款によって営業地区が限定されています。当金庫の営業地区は愛知県(15市3郡)と岐阜県・長野県の一部となっています。なお、店舗42ヶ店はすべて愛知県内に配置しています。(令和3年7月現在)
会員制度	信用金庫は、会員制度による協同組織金融機関です。ご融資は原則として会員の方を対象としていますが、会員以外の方へのご融資も一定の範囲で行うことができます。ご預金については、会員・非会員を問わず皆様から広くお預かりすることができます。
会員資格	信用金庫の営業地区に お住まいの方 事業所をお持ちの方* お勤めの方 転居確定な方 *ただし、個人事業者で常時使用する従業員の数が300人を超える場合、または法人事業者で常時使用する従業員の数が300人を超え、かつ資本金が9億円を超える場合は、信用金庫の会員となることはできません。

業績の概要

預金	融資	有価証券	収益状況
当金庫では、お客様の多様なニーズにお応えするため、さまざまなタイプの商品を取り揃えております。 今後とも、お客様にご満足いただける新しい商品やサービスの提供に努めてまいります。 期末残高は前年比6.2%増加して 1兆7,114億円 となりました。	地域の業況は、徐々に持ち直しの動きが見られるものの、依然厳しい状況が続いておりますが、新型コロナウイルス感染症対応融資の増加、個人向け融資、特に住宅ローンが堅調に推移した結果、期末残高は前年比6.2%増加して 8,395億円 となりました。 期末残高は前年比1.4%減少して 4,257億円 となりました。	総合的なALM(資産・負債の管理)の観点から、リスク管理の強化、運用収益の安定化、資金の効率化などを目的として、有価証券投資を行っております。なお、安全性第一を心掛けて、国債や地方債など債券を中心に運用しております。	収益面では、積極的な融資の推進や効率的な資金運用、徹底したコストの見直し・節減などにより、 業務純益は18億円、経常利益で20億円、当期純利益は16億円 となりました。

法令等遵守及び顧客保護への取組み

法令等遵守

■当金庫の取組方針

- 当金庫は、業務のあらゆるプロセスで法令やルール遵守を重んじる企業風土作りを目指し、その向上に取組んでいます。当金庫が企業倫理の確立や不祥事防止を図るために、こうした風土作りが重要であり、何より地域の皆さまからお寄せいただいている厚い信頼にお応えし、発展させていくために“なくてはならないもの”と認識しています。
- このため、経営陣は、法令遵守を経営上の最重要課題として位置づけ、内部管理基本方針に基づいた的確かつ実効性のあるコンプライアンス態勢の確立に努めています。
- 今年度は、①お客様からのご要望に対し、より的確なご提案

ができるよう、業務知識や法令等への知識を高めること、②当金庫のあらゆる現場において、コンプライアンスに沿った正しい判断が行われ、万一、不適切な兆候を把握した場合は、直ちに改善が図れるような態勢作りに取組んでまいります。

また、顧客情報の漏えい防止、反社会的勢力との関係遮断並びに疑わしい取引への対処についても、適切に対応してまいります。

■法令等の遵守態勢

- 「法令等遵守方針」を明示し、それに則して、コンプライアンスに関する基本規程や基本マニュアルを制定し、コンプライアンスの骨格を構築しています。
- 組織体制としては、「理事会」「常務会」のほか、協議機関として理事長を委員長とする「コンプライアンス委員会」及び、その下に企画・諮問機関として「コンプライアンス運営会議」を設置しています。

日常活動においては、本部の統括部門(リスク統括部法務室)と各部店に配置した「コンプライアンス管理責任者(所属長)」及び「リスク管理担当者」が緊密に連携しながら、コンプライアンス相互チェック活動(営業店による自主的なコンプライアンス改善活動)等を進めています。また、不祥事件等の未然防止の観点から、統括部門等による臨店調査を通して、営業店における業務の適切性や規程等の理解度を向上させるために必要な指導を行っています。また、過度なルール、手順に対しては、積極的に協議し、見直しを図ってまいります。

顧客保護

■顧客保護

- 当金庫における顧客保護とは次を指します。
 - お客様への取引、商品説明及び情報提供を適切にかつ十分に行うこと。
 - お客様からのご相談や苦情に親切に誠意をもってお応えすること。また、紛争はエスカレートすることのないように速やかにしかも円満に解決すること。
 - 当金庫が保有するお客様に係る情報(以下、顧客情報と言います。)を厳格に管理すること。
 - 顧客保護に関し、当金庫の関連会社1社を十分に指導・管理すること。
 - その他当金庫が顧客保護のために必要であると判断した事柄を速やかに実行に移すこと。
- 顧客保護にあたり当金庫では、保護の対象を次のように考えています。
 - 保護すべきお客様とは、当金庫及び関連会社1社がお客様に提供している業務やサービスのご利用者全てを指しますが、この中には取引開始手続中等これから取引をいただく方も含めて考えております。
 - 保護すべき顧客情報とは、住所・氏名・名称、電話番号などの特定者を直接識別できる情報ですが、それに止まらず、他の情報と合わせれば容易に特定者を識別できるものも含めて考えております。さらに、文字情報のみならず、映像・音声なども保護対象となります。

■取組方針

顧客保護は、これまで預金者保護を当金庫の経営方針の中核として位置付けておりますが、改めて顧客保護を達成することが、皆様からの信頼を維持するとともに、業務の健全性及び適切性の確保のためにも不可欠であると認識しています。このため、顧客保護を重視し、当金庫を挙げてその達成のため必要かつ十分な顧客保護管理態勢の構築に努めます。

■顧客保護の管理態勢

- 「顧客保護等管理方針」を制定するとともに、従来の規程に加え「顧客保護等管理規程」を制定し、当金庫の態勢整備を体系的に、また整備に関する課題・目標を持って取り進めています。
- 組織体制としては、これまでの担当部の役割を一層明確化し、全金庫的な取組みを強めるため、全店を統括する顧客説明管理責任者、顧客サポート等管理責任者、顧客情報統括管理責任者、外部委託先管理責任者を配置し、各役

また、その際は、①近年の消費者保護の高まりやその背景等を十分に踏まえた、的確な顧客保護に努めること、さらに、②お客様の視点から常に当金庫の業務を捉え直し、改善していく姿勢を保つことを重視します。

割を明示するとともに、その機能化に取組んでいます。

同時に、関係部による適時の臨店指導や研修、外部講師による講演、さらには内部監査部門における顧客保護分野における機動的な監査の実施などを通じて、顧客保護に対する知識や理解の向上、さらには管理態勢の改善を図っています。

金融商品に係る勧誘方針

- お客様の資産運用目的、知識、経験および財産の状況に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
- 金融商品の選択・ご購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、お客様に適正な判断をしていただくために、当該商品の重要事項について説明をいたします。
- 誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
- お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。勧誘に際しご迷惑な場合は、その旨を担当者までお申しつけください。
- 金融商品の販売等に係る勧説についてご意見やお気づきの点がございましたら、窓口までお問い合わせください。

個人情報保護に関する方針 (個人情報保護宣言)

とよしんでは、お客様からの信頼を確固としたものとするため、平成17年の「個人情報の保護に関する法律」の全面施行に伴い、既に個人情報の適切な保護と利用を図るための宣言(「個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)」)を作成し、店頭及びインターネットで公表しております。

お客様本位の業務運営に関する取組方針

当金庫は、地域との「共存共栄」を旨とする地域金融機関として、お客様の安定的な資産形成実現のため本方針を制定し、令和元年5月にホームページで公表いたしました。役職員は本方針を遵守し、お客様本位の業務運営に関する取組みを着実に実行することで地域金融への貢献を図ってまいります。

リスク管理態勢

統合的リスク管理

当金庫では、経営の健全性を維持しつつ収益の安定を図るべく統合的なリスク管理体制の整備・構築に取り組んでいます。

■リスク量の統合

自己資本比率の算定に含まれない、信用集中リスク、金利リスクなども含めて、信用リスク、市場リスク、オペレーションル・リスク等、それぞれのリスク・カテゴリー毎に評価したリスクを総体的に捉え、リスク量を自己資本額の一定水準にコントロールすることを目指すものです。定期的な計測により早期の警戒情報を得られます。当金庫では各種リスクの量的な把握により経営体力の健全性、十分性のモニタリングを実施し、適切にコントロールする体制を整備しています。

■リスクの統括的な管理体制

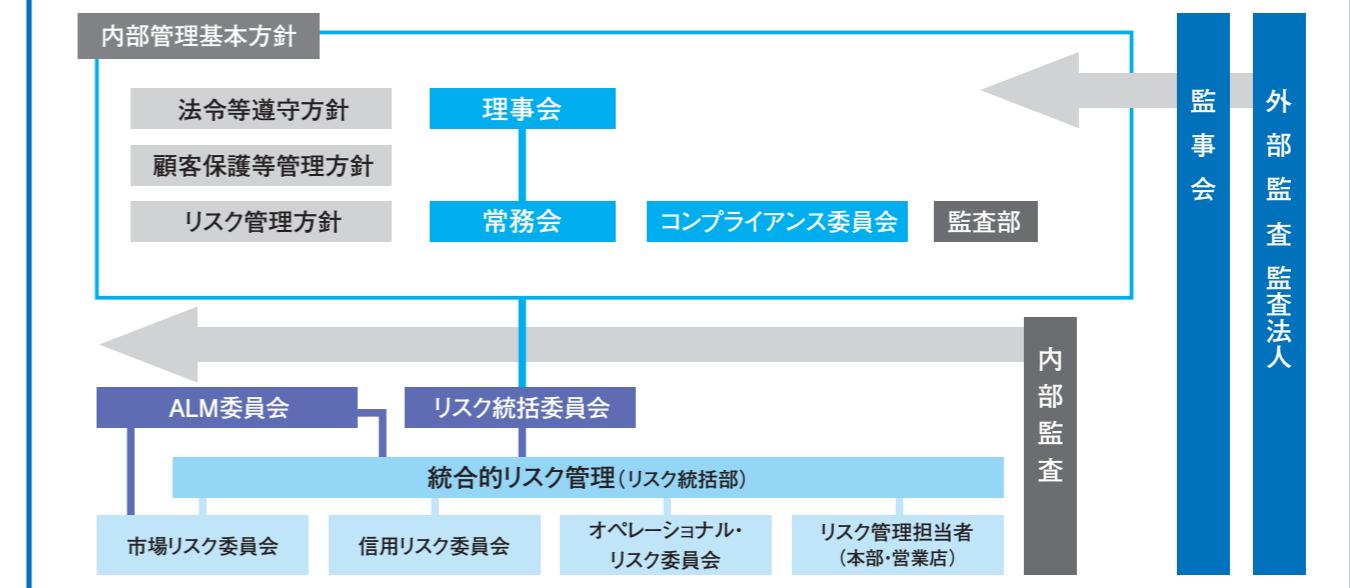
リスクを統括的に把握、管理していくために各種リスク・カテゴリー毎にリスク委員会を設置し、それらをリスク統括委員会が統括する体制としています。また、各種リスク管理におけるミドルリスク管理部門としてリスク統括部を設置し、各種業務に対する牽制機能の確保に努めています。

管理対象とすべきリスクの範囲、リスク量の計測手法については、リスクデータの蓄積結果を見極めながら、今後も研究を進めていく方針です。

■リスク・カテゴリー

信用リスク	
与信(貸出金等)	市場(有価証券)
金利リスク	預金・貸出金
市場リスク	
債券	株式価格変動リスク
	流動性リスク
オペレーションル・リスク	
事務リスク	システムリスク
	その他のリスク

リスク管理態勢



■信用リスク管理

信用リスクとは、お取引先の倒産や経営の悪化などにより貸出金などの元本や利息の回収が困難になり、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。

信用リスク管理の目的は、信用リスクを自己資本対比で許容可能な範囲内にコントロールし、資産の健全性を維持するとともに、リスクに見合った適正な収益を確保することによって、最適な与信ポートフォリオを構築することであると考えています。信用リスクの評価のベースとなるのが信用格付です。当金庫では信用格付システムを導入し、自己査定における債務者区分の基準、融資審査の基準および金利設定の基準などに活用しています。

与信審査態勢につきましては、与信審査部門の独立性を確保することによって営業推進部門に対する牽制機能を確保し、適正な審査体制を構築しております。

また、与信集中リスクなどのリスク状況につきましては、信用リスク委員会でリスク状況を把握分析しコントロール策を検討するとともに、リスク統括委員会および経営陣への定期報告を行う態勢を整備しております。

■市場リスク管理

市場リスクとは、金利や為替、株価などの市場価格の変動により、金融資産の価値が変動し損失を被るリスクをいいます。中でも金利リスクの管理が主体となっています。

市場リスク管理態勢につきましては、市場取引部門(フロント)と事務管理部門(バック)を分離するとともに独立した市場リスク管理部門(ミドル)による牽制機能を確保しております。

市場取引部門は、当金庫の有価証券等資金運用基準に則った運用を行っています。

経済環境の変化に伴い発生する価格変動リスク、金利リスク等のリスク状況については、市場リスク管理部門(ミドル)が計測し、市場リスク委員会でリスク状況の把握および分析を行い、リスク統括委員会および経営陣へ報告するとともに、ALM委員会での対応策を検討する態勢を整備しております。

■流動性リスク管理

流動性リスクとは、市場環境の悪化により必要な資金が確保できず、資金繰りに支障が生じる場合や、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被る①資金繰りリスクと、債券などの市場の混乱等により取引が成立しない場合や、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る②市場流動性リスクをいいます。

流動性リスクを適切に把握管理するため、資金繰り管理部門とリスク管理部門を組織的に分離し監視するとともに、市場リスク委員会においては流動性リスクのモニタリング、ALM委員会においては、そのコントロール策を検討する態勢を整備しております。

資金繰り管理部門は期間ごとの資金繰りを管理し、リスク管理部門は資金繰り管理がルールに則って適正に行われていることを監視しています。また、不測の事態に備え、対応策を緊急時対応マニュアルに定め、速やかに対処できるようにしております。

市場流動性リスクについては運用商品の種類別にポジション枠を設定し管理しております。なお、当金庫の運用対象としては流動性の高い国債等の債券や信金中央金庫への預け金を中心とし、常に適切な支払準備資産を確保しております。

■ALM運営

ALMとは、Asset Liability Management の略で、資産(Asset)と負債(Liability)を総合的に管理することにより、リスクをコントロールしながら収益の最大化を目指す経営管理手法です。

当金庫においては金利リスク量のコントロールを重視しており、経営陣主導によりALM委員会を機動的に運営し適切なポートフォリオの形成に努めています。とくに、現在は先行きが不透明な金利環境にありますので一層注意を払っています。

ALM委員会では、金利見通しによって収益シミュレーションを行い、資金調達と資金運用のギャップ分析、市場金利上昇シナリオによる経済価値測定および金利リスク量(VaR)の計測などのリスク分析を通じて、リスクとリターンの最適なバランス化のための運用策等を協議しています。※VaR(バリュー・アット・リスク)とは、金利の変動によって、一定確率のもとで、将来の一定期間後に、保有する資産・負債の現在価値額に起こりうる最大の損失額を、過去のデータ等を利用して予想した指標です。

■オペレーション・リスク管理

オペレーション・リスクとは「内部プロセス・人・システム」が不適切であること、もしくは機能ないこと、または自然災害などの外生的事象から生じる損失リスクをいいます。

当金庫は、オペレーション・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク等を含む幅広いリスクと考え、オペレーション・リスク管理方針を定め、リスクの現状認識に関する「自己評価」を実施するとともに、改善策を検討しております。また、これらリスクに関しては、オペレーション・リスク委員会、リスク統括委員会等において、協議・検討するとともに、経営陣に報告する態勢を整備しております。

オペレーション・リスク委員会では、オペレーション・リスク管理の運用状況等の検討、事務改善計画の策定及び事務指導内容の検討等を行うとともに、事務処理能力や異常時対応能力を高めるための態勢作りを進めています。

コンピューターシステムについては、一般社団法人しんきん共同センターを利用してあり、災害時等には相互バックアップシステムにより業務を継続できる万全のシステム態勢を講じています。

オペレーション・リスクの計測に関しましては、BIS規制で定められた手法のうち「基礎的手法」を採用していますが、自己評価等の手法により、オペレーション・リスクの高まりを早期に発見できる仕組み作りを進めています。

■内部監査態勢

内部監査は経営管理態勢の監視組織として被監査部門から独立した監査部を設置し、被監査部門に対する牽制機能を発揮するとともに内部統制の適切性と有効性を検証します。

監査部は内部監査で指摘した重要な事項について遅滞なく経営陣に報告し、被監査部門における改善状況等を適切に把握する態勢を整備しています。

■外部監査態勢

外部監査制度を導入し、経営の健全性、透明性の確保に努めています。

決算関係書類については監査法人による監査を受け、信用金庫法に基づく常勤監事・員外監事を定め、監事は理事の職務執行の監督・監査を行っています。

金融円滑化管理態勢

当金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、地域金融の円滑化に全力を傾注して取組んでいます。

1 取組み

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお

申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えていた問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取組みます。

2 金融円滑化ご相談窓口について

事業性の資金をお借り入れのお客様や住宅ローンをご利用のお客様からのご相談に柔軟に対応できるよう、すべての営業店舗に「ご相談窓口」を開設しています。

また、金融円滑化に係わるお客様の声をしっかり受け止め、適切な対応を取っていくために、本部に苦情相談窓口も設置しています。

(1) 対象となるお客様

- [1] 企業や個人事業主様
- [2] 住宅ローンをご利用のお客様

(2) ご相談の内容

- [1] 企業や個人事業主様の「資金繰りの安定化」や「ご返済条件の見直し」などのご相談
- [2] 住宅ローンをご利用のお客様については、現在のご収入に応じた「ご返済方法の見直し」などのご相談
- [3] その他、信用保証制度などのご相談

(3) 金融円滑化相談窓口について

専用電話：TEL 0120-546-011(フリーダイヤル)
受付時間：平日9:00～17:00(土、日、祝日、信用金庫の休業日は除きます)

土曜日の相談窓口について

本店「相談プラザ」：TEL 0120-539-711(フリーダイヤル)
営業時間：9:00～17:00



相談プラザ

3 ライフステージに応じた支援

外部機関・専門家と連携を図りながらコンサルティング機能を発揮すべく、下記支援活動を実施しています。

具体的な支援内容

- ・お客様からの要請に基づく経営相談、経営改善計画書の策定支援
- ・創業新事業(経営革新、新連携等)支援
- ・成長戦略(海外進出、新製品開発、業種転換等)支援
- ・M&A、マッチング(販路拡大等)支援
- ・事業承継支援 他

金融ADR制度への対応

当金庫では、お客様からの相談・苦情・紛争等(以下「相談・苦情等」という)を営業店またはリスク統括部お客様相談室で受け付けています。

1. 相談・苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
2. 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
3. 相談・苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。

相談・苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

豊田信用金庫 : リスク統括部 お客様相談室
住所 : 豊田市元城町1-48
T E L : 0565-31-1616(代表)
電子メール : toyoshin@toyoshin.co.jp
受付時間 : 9:00~17:00(信用金庫営業日)
受付媒体 : 電話、手紙、面談、電子メール

*お客様の個人情報は苦情等の解決を図るため、またお客様とのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

4. 当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記お客様相談室にご相談ください。

全国しんきん相談所(一般社団法人全国信用金庫協会)	
住所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
電話番号	03-3517-5825
受付日・時間	月~金(祝日、12月31日~1月3日を除く)9:00~17:00
受付媒体	電話、手紙、面談

5. さらに愛知県弁護士会、および、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下、「東京三弁護士会」という)が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能です。その際は、リスク統括部お客様相談室または上記全国しんきん相談所へお申し出いただくか、各弁護士会に直接お申立てください。

名称	愛知県弁護士会 紛争解決センター	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住所	〒460-0001 名古屋市中区三の丸1-4-2		〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	
電話	052-203-1777	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日時	月~金(祝日、年末年始除く) 10:00~16:00	月~金(祝日、年末年始除く) 9:30~12:00、13:00~15:00	月~金(祝日、年末年始除く) 10:00~12:00、13:00~16:00	月~金(祝日、年末年始除く) 9:30~12:00、13:00~17:00

6. 東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。

その際には、次の(1)、(2)の方法により、お客様のアクセスに便利な弁護士会の仲裁センター等をご利用できます。

(1) 現地調停

東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。

(2) 移管調停

当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。

なお、ご利用に当たっては、ご利用前に、東京三弁護士会、全国しんきん相談所またはお客様相談室にご利用いただける弁護士会をご照会いただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫ホームページ(<https://www.toyoshin.co.jp/>)をご覧ください。

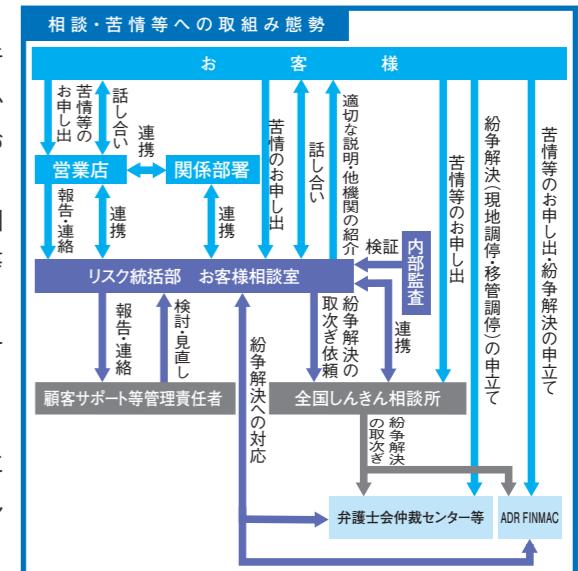
7. 投資信託や公共債等の証券業務に関する苦情等は、日本証券業協会より苦情等の解決業務の委託を受けた「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(ADR FINMAC)」でも受け付けております。

名 称	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(ADR FINMAC)(日本証券業協会)
住 所	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-1 第二証券会館
電 話	0120-64-5005
受付日・時間	月~金(祝日、12月31日~1月3日を除く)9:00~17:00

8. 当金庫の相談・苦情等の対応について

当金庫では、お客様からの苦情等のお申し出を迅速・公平かつ適切に把握し、早期かつ納得性の高い相談・苦情等の解決を図るため、以下の対応を行います。

- (1) 営業店および各部署に責任者をおくとともに、リスク統括部お客様相談室がお客様からの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
- (2) 相談・苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、リスク統括部お客様相談室および関係部署が連携したうえ、速やかに解決を図るよう努めます。
- (3) 相談・苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、相談・苦情等のお申し出のあったお客様に対し、必要に応じて手続の進行に応じた適切な説明を営業店またはお客様相談室から行います。
- (4) お客様からの相談・苦情等のお申し出の際は、全国しんきん相談所をはじめとする受付可能機関のうちから、内容やご要望等に応じた適切な機関をご紹介いたします。
- (5) 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用する際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
- (6) お申し出のあった相談・苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、相談・苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。
- (7) 相談・苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。
- (8) 相談・苦情等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
- (9) お客様からの相談・苦情等は、業務改善・再発防止等に必要な措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。



弁護士会仲裁センター等について	
・愛知県弁護士会	紛争解決センター
・東京弁護士会	紛争解決センター
・第一東京弁護士会	仲裁センター
・第二東京弁護士会	仲裁センター

ADR FINMACについて

- ・特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

自己資本の状況

BIS規制について

現在のBIS規制はバーゼルⅢと呼ばれ、平成26年3月末から適用されている自己資本比率規制のことをいいます。信用金庫に適用されるバーゼルⅢでの、自己資本比率の分母は、「信用リスク・アセット」と「オペレーション・リスク」との合算です。一方分子は、出資金・利益準備金・特別積立金等から調整項目を控除した自己資本額となり、これをコア資本といいます。

リスク・アセットの計算手法は選択により、当金庫では、信用リスクは標準的手法、オペレーション・リスクは基礎的手法としています。

信用金庫に適用される国内基準の金融機関の最低所要自己資本比率は4%となっています。

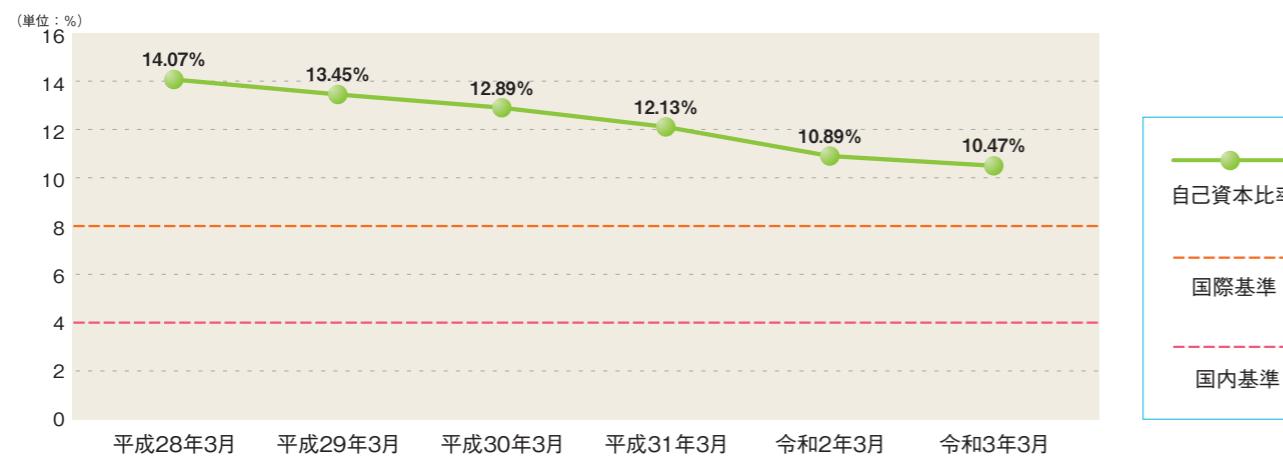
自己資本比率について

令和2年度末における自己資本比率は10.47%で、国内基準の4%を大きく上回り、経営の健全性、安全性は十分に保たれていると評価しております。

また、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲

げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げが第一義的な自己資本充実策であると考えております。

自己資本比率の推移



BIS規制における自己資本比率の計算式

自己資本の額

$$\frac{\text{信用リスク・アセット} + \text{オペレーション・リスク}^*}{\text{オペレーション・リスクの計算} = \text{粗利} \times 15\% \times \text{直近3年間の平均値} \times 12.5\text{倍}} = 10.47\% > 4\% \text{ (国内基準所要自己資本比率)}$$

*オペレーション・リスクの計算 = 粗利 × 15% の直近3年間の平均値 × 12.5倍

自己資本は順調に増加していますが、直近の自己資本比率の低下につきましては、主に地域の皆様への貸出金増が要因です。

金融再生法に基づく開示債権とリスク管理債権の状況

資産査定管理について

当金庫では、営業関連部門から独立した自己査定管理部門として、リスク統括部資産査定管理課を配置し、厳格な自己査定の実施を行っています。

自己査定の実施については、「自己査定事務取扱要領」

に基づき、営業店において第一次査定を実施し、本部与信審査部門の審査部により第二次査定を実施したうえで、資産査定管理課により、その適切性の検証を行っています。

貸倒引当金の計上基準について

貸倒引当金については、「償却及び引当に関する規程」に基づいて、自己査定における債務者区分を基に一般貸倒引当金と個別貸倒引当金とを算出し、その適切性について「資産査定委員会」による協議を行い、また、その結果については監査法人の監査を受け、適正な計上に努めています。

債務者区分別の引当としては、「破綻先」および「実質破綻先」については、債権額から担保などによる回収可能見

込額を控除した全額を、「破綻懸念先」については、債権額から担保等による回収可能見込額を控除した金額に対し、予想損失率を乗じて算出した金額を計上しています。また「正常先、その他要注意先および要管理先」についてもそれぞれの予想損失率に基づく貸倒引当金を計上しております。今後も引き続き信用リスク管理を通じた不良債権の削減に努め、資産の健全性を維持していく方針です。

自己査定と開示債権との関係(令和3年3月末現在)

自己査定結果(債務区分別) 対象:貸出金等と信関連債権

債務者区分	与信額
破綻先	15
実質破綻先	990
破綻懸念先	17,290
要管理先	6,746
その他要注意先	129,892
正常先	624,602
非区分	61,666
合計	841,204

金融再生法に基づく開示 対象:貸出金等と信関連債権

	与信額	保全額	
		担保・保証等	貸倒引当金
破産更生債権及びこれに準ずる債権	1,006	1,006	—
危険債権	17,290	12,960	1,360
要管理債権	3,598	1,378	82
小計	21,895	15,345	1,443
正常債権	819,838		
合計	841,733		

リスク管理債権 対象:貸出金のみ

	与信額	保全額	
		担保・保証等	貸倒引当金
破綻先債権	14	14	—
延滞債権	18,263	13,949	1,360
3ヶ月以上延滞債権	—	—	—
貸出条件緩和債権	3,598	1,378	82
小計	21,876	15,342	1,443

※貸出金等と信関連債権:貸出金、債務保証見返、外国為替、未収利息、貸出金に準ずる仮払金、当金庫保証付私募債

金融再生法に基づく開示債権

金融再生法開示債権の状況

区分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による 回収見込額(c)	貸倒引当金 (d)	保全率(%) (b) / (a)	引当率(%) (d) / (a-c)
金融再生法上の不良債権	令和元年度	19,344	14,533	12,951	1,582	75.13	24.75
	令和2年度	21,895	16,788	15,345	1,443	76.68	22.03
破産更生債権及び これらに準ずる債権	令和元年度	891	891	891	—	100.00	—
	令和2年度	1,006	1,006	1,006	—	100.00	—
危険債権	令和元年度	15,150	12,462	10,994	1,468	82.26	35.32
	令和2年度	17,290	14,320	12,960	1,360	82.82	31.41
要管理債権	令和元年度	3,301	1,178	1,065	113	35.69	5.05
	令和2年度	3,598	1,461	1,379	82	40.61	3.70
正常債権	令和元年度	772,828					
	令和2年度	819,838					
合計	令和元年度	792,172					
	令和2年度	841,733					

※注1:記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

注2:上記は部分直接償却後の金額です。

注3:「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

リスク管理債権

リスク管理債権の状況

区分		残高(A)	担保・保証(B)	貸倒引当金(C)	保全率(%) (B+C) / A
破綻先債権	令和元年度	121	121	—	100.00
	令和2年度	14	14	—	100.00
延滞債権	令和元年度	15,872	11,715	1,468	83.06
	令和2年度	18,263	13,949	1,360	83.83
3ヵ月以上延滞債権	令和元年度	—	—	—	—
	令和2年度	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和元年度	3,301	1,065	113	35.69
	令和2年度	3,598	1,379	82	40.61
合計	令和元年度	19,295	12,903	1,582	75.07
	令和2年度	21,876	15,342	1,443	76.73

※注1:記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

注2:上記は部分直接償却後の金額です。

注3:これらの開示額は担保処分による回収見込み額や既に引き当てる個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

注4:「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込み額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

注5:「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引き当たった金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。

注6:「保全率」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証・貸倒引当金を設定している割合です。

保全状況

令和3年3月末現在における金融再生法上の不良債権のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」の開示残高は10億6百万円ですが、不動産担保や保証機関による保証、貸倒引当金等で100%保全されております。

一方、「危険債権」及び「要管理債権」合計の開示残高は208億88百万円で、この保全率は75.55%です。この結果、金融再生法上の不良債権全体の保全率は76.68%となります。

保全状況

令和3年3月末現在におけるリスク管理債権のうち「破綻先債権」「延滞債権」の合計残高は182億77百万円ですが、この保全率は83.84%となります。

一方、「貸出条件緩和債権」は、経営環境が厳しくなったお客様に対し“とよしん”が地域金融機関として積極的に経営指導、支援した結果、残高35億98百万円、保全率40.61%となりました。

なお、「3ヵ月以上延滞債権」はありません。

この結果、リスク管理債権全体の保全率は76.73%となります。

金融再生法開示債権

◆破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは

破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

◆危険債権とは

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

◆要管理債権とは

「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。

(1)3ヵ月以上延滞債権

元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸出債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権を除く。)

(2)貸出条件緩和債権

経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、3ヵ月以上延滞債権を除く。)

◆正常債権とは

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。

リスク管理債権

◆破綻先債権とは

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。

① 会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者

② 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者

③ 破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者

④ 会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者

⑤ 手形交換所による取引停止処分を受けた債務者

◆延滞債権とは

未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。

- ① 上記「破綻先債権」に該当する貸出金
- ② 債務者の経営再建又は支援を図ること目的として利息の支払を猶予した貸出金

◆3ヵ月以上延滞債権とは

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。

◆貸出条件緩和債権とは

債務者の経営再建又は支援を図ること目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

営業のご案内(預金業務)

◆印は、預金保険の対象となる預金 ●印は、預金保険の全額保護対象となる預金

期間の定めがない出し入れ自由な預金

預金の種類	販売対象	内容と特色	期間	預入金額
◆ 普通預金	法人、個人	いつでもご自由に出し入れができる、給与・年金などの自動受取り、公共料金・クレジット代金の自動支払いなどの幅広いサービスがご利用いただけます。		1円以上
◆ 決済用普通預金	法人、個人	利息の付かない普通預金で、預金保険制度により全額保護される預金(決済用預金)です。公共料金等の自動支払いや、給与・年金等の自動受取りができます。個人のお客様につきましては、総合口座のお取扱いができます。		1円以上
◆ 総合口座	個人のみ	1冊の通帳に普通預金・定期預金をセット、「受取る・貯める・支払う・借りる」が便利に行えるとともに、普通預金の残高が不足した場合は、定期性預金の90%以内の金額(最高300万円まで)が自動的に融資されます。		1円以上
◆ 賢蓄預金	個人のみ	普通預金感覚でご利用できます。お預け入れ残高が20万円以上であれば、普通預金よりも有利な利率が適用されます。(自動受取・自動支払いはできません)		1円以上
◆ 当座預金	法人、個人	会社や商店などの営業資金のお預け入れ・お支払いに便利な預金です。小切手・手形によるお支払いのほか、税金・保険料等の自動支払いをご契約すると便利です。		1円以上
◆ 通知預金	法人、個人	まとまった資金の短期運用にお得な預金です。お引き出しの2日前までに通知が必要です。	7日据置	1万円以上

期間の定めがある預金

預金の種類	販売対象	内容と特色	期間	預入金額
◆ 自由金利型定期預金 スーパー定期(単利型)	法人、個人	お預け入れ金額の区分は、300万円未満・300万円以上の2種類で、市場金利を反映した金利が適用されます。お預け入れ期間3年以上の個人向けは、半年複利で大変有利です。	1ヵ月～10年	100円以上
◆ 自由金利型定期預金 スーパー定期(複利型)	個人のみ		3年～10年	
◆ 自由金利型定期預金 (大口定期)	法人、個人	市場金利を反映した利率が適用され、1,000万円以上のまとまった資金の運用に適した預金です。	1ヵ月～10年	1,000万円以上
◆ 自由金利型 期日指定定期預金	個人のみ	1年複利の貯蓄型預金で、お預け入れ後1年を経過すれば、いつでも満期日が指定でき、一部引き出しも可能です。	最長3年 (据置期間1年)	100円以上 300万円未満
◆ 変動金利定期預金 (単利型)	法人、個人	市場金利の動向により、適用される金利は6ヵ月毎に変動します。個人専用の3年ものは、半年複利です。	1年～3年	100円以上
◆ 変動金利定期預金 (複利型)	個人のみ		3年	
◆ 定額複利預金	個人のみ	お預け入れ後6ヵ月の据置期間経過後は、一部引き出しも可能です。お預け入れ期間に応じた金利を適用し、半年複利です。	最長5年 (据置期間6ヵ月)	100円以上 1,000万円以下
◆ 定期積金	法人、個人	目的に向かってまとまった資金を作るため、毎月一定額を積み立てるのに最適です。	1年(12回)～5年(60回)	1,000円以上
◆ 年金受給者向け定期預金 お達者くん	個人のみ (年金の振込をいだいている方)	当金庫で年金を受け取られているお客様に、ご利用いただける定期預金です。	1年	お一人様 500万円まで
◆ 教育資金一括贈与専用 (普通預金)口座	個人のみ	「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税非課税措置」制度に対応する普通預金です。教育関連資金の支払いに対し最大1,500万円まで、贈与税が課税されません。(2023年3月31日までの期間限定)	原則として 口座名義人が 30歳に到達する までの期間	最大 1,500万円まで

財形預金

預金の種類	販売対象	内容と特色	期間	預入金額
◆ 一般財形預金	個人のみ	貯蓄目的は自由、給与天引きで勤労者の財産づくりに最適です。	3年以上	
◆ 年金財形預金	個人のみ	将来の年金資金づくりのために給与天引きで積み立てられます。元金550万円(住宅財形と合算)までお利息が非課税の特典があります。	積立5年以上 据置6ヵ月以上 5年以内	1,000円以上
◆ 住宅財形預金	個人のみ	住宅取得資金づくりのために給与天引きで積み立てられます。元金550万円(年金財形と合算)までお利息が非課税の特典があります。	積立5年以上	

営業のご案内(融資業務)

個人向け融資

種類	資金・お使いみち	ご融資額	ご融資期間	担保・保証など
住宅ローン「住まいル君」	住宅の新築・購入・借換・増改築資金 土地購入資金	100万円以上 7,000万円以内	35年以内	対象物件に第1順位抵当権 原則不要
住宅ローン(しんきん保証)	住宅の新築・購入・借換・増改築資金 土地購入資金	50万円以上 8,000万円以内	1年以上 35年以内	対象物件に第1順位抵当権 (一社)しんきん保証基金の保証
住宅ローン(全国保証口)	住宅の新築・購入・借換・増改築資金 土地購入資金	100万円以上 1億円以内	2年以上 35年以内	対象物件に第1順位抵当権 全国保証(株)の保証
無担保住宅ローン(しんきん保証)	住宅の新築・購入・借換資金・住宅用地等の不動産購入資金	1万円以上 2,000万円以内	3ヵ月以上 20年以内	(一社)しんきん保証基金の保証
長期固定金利型ローン(フラット35)	住宅の新築・購入資金	100万円以上 8,000万円以内	15年以上 35年以内	対象物件に第1順位抵当権
リフォームプラン	住宅の改築・修繕資金 住宅設備機器購入資金	1,000万円以内	3ヵ月以上 15年以内	(一社)しんきん保証基金の保証
アパートローン	賃貸住宅建設資金・借換資金	2,000万円以上 3億円以内	35年以内	対象物件に第1順位抵当権
カーライフプラン	自動車・カー用品の購入資金 運転免許の取得・車検費用等	1万円以上1,000万円以内	3ヵ月以上 10年以内	(一社)しんきん保証基金の保証
教育プラン	入学金・授業料等の教育資金	1万円以上1,000万円以内	3ヵ月以上 16年以内	(一社)しんきん保証基金の保証
福祉プラン	老人ホーム入居一時金 介護用機器等の購入・設置資金	1万円以上500万円以内	3ヵ月以上 10年以内	(一社)しんきん保証基金の保証
ファミリーローン	消費資金(お使いみち自由 ただし事業資金を除く)	1万円以上500万円以内	3ヵ月以上 10年以内	(一社)しんきん保証基金の保証
シニアライフローン 60才以上80才以下	リフォーム(増改築・修繕)資金、自動車の購入資金、旅行費用ほか	10万円以上100万円以内	1年以上 10年以内	(一社)しんきん保証基金の保証
カードローン	消費資金(お使いみち自由)	30万円、50万円、100万円	3年毎に更新	(一社)しんきん保証基金の保証
カードローンとよしんきゃつする	消費資金(お使いみち自由)	10万円以上500万円以内	3年毎に更新	信金ギャラント株の保証
スーパークリーリー	消費資金(お使いみち自由 ただし事業資金を除く)	10万円以上500万円以内	10年以内	(株)オリエントコーポレーションの保証
カードローンビッグ	消費資金(お使いみち自由)	10万円以上500万円以内	3年毎に更新	(株)オリエントコーポレーションの保証
フリーローンタイムリー	消費資金(お使いみち自由) 事業資金も利用可能です。	10万円以上500万円以内	6ヵ月以上 10年以内	(株)クレディセゾンの保証
リバースモーゲージローン	消費資金(お使いみち自由 ただし、投機資金、事業資金を除く)	500万円以上1億円以内	終身	対象物件に第1順位抵当権 原則不要
とよしんアグリカードローン	農業に必要なあらゆる資金	最高300万円	1年毎に更新	担保・保証人不要
空き家情報バンクローン	豊田市の「空き家情報バンク制度」に関連するリフォーム等資金	10万円以上300万円以内	6ヵ月以上 10年以内	担保不要・保証人必要の場合有り
とよしんフリーローン	消費資金(お使いみち自由)事業資金も利用可能です	1万円以上500万円以内	3ヵ月以上 10年以内	(一社)しんきん保証基金の保証

事業者向け融資

種類	資金・お使いみち	ご融資額	ご融資期間	担保・保証など
棚卸資産担保融資制度	運転資金	3,000万円以内	1年	法人:代表者保証 個人:配偶者等保証
アグリビジネスローン「みのる君」	農林水産業関連法人・個人の運転資金・設備資金	3,000万円以内	運転5年以内 設備7年以内	法人:代表者保証 個人:配偶者等保証
とよしんABL機械担保ローン	事業資金	500万円以上	5年以内	法人:代表者保証 担保:動産登記
エコアクション・ビジネスローン	環境保全に関する設備資金	5,000万円以内	10年以内	担保:原則有担保 個人:配偶者等保証 法人:代表者保証
太陽光発電事業支援資金	太陽光発電事業に係る設備資金	300万円以上10億円以内	最長20年	当金庫所定の審査による
創業支援資金	運転資金・設備資金	500万円以内	運転5年以内 設備7年以内	法人:代表者保証 個人:配偶者等保証
とよしん ビジネスローン	運転資金・設備資金	100万円以上で最高3,000万円 平均月商の2ヵ月以内	5年以内	法人:代表者保証 オリックス(株)保証
事業者カードローン	運転資金・設備資金	100万円以上2,000万円以内	2年以内	愛知県信用保証協会 原則無担保
愛知県の中小企業向け融資制度	当金庫の本支店窓口および各市町村の窓口でお申し込みいただけます			愛知県信用保証協会
名古屋市の中小企業向け融資制度 (一部取扱いていない制度もございます。)	当金庫の名古屋市内店窓口でお申し込みいただけます			名古屋市信用保証協会
一般事業資金	事業計画などについて当庫所定の審査を行い、手形の割引・手形貸付・証書貸付・当座貸越によりご利用いただけます			
でんさい割引	電子記録債権(でんさい)の割引がご利用いただけます			
政府系金融機関等の代理貸付	日本政策金融公庫等政府系金融機関の代理貸付および信金中金の代理貸付をご利用いただけます			

※各種ローンはお客様のニーズに合った商品を取り揃えて皆様のご利用をお待ちしています。ローンのお申し込みの際にはサービス内容を担当者または窓口にお尋ねいただき、お客様の目的に合った商品をお選びください。また、保証会社の保証付商品は、融資利息のほか保証料が必要となりますので、ご留意ください。(令和3年6月末現在)

営業のご案内(為替業務・国際業務・保険業務・証券業務等)

内国為替業務

全国の金融機関(信用金庫・銀行・信用組合・労金・農協など)をネットする「全銀システム」により送金・振込及び手形小切手の取扱業務等が、よりスピードアップして処理されております。個人・法人間の取引

に伴う資金の移動や各種年金・給与・株式配当金の受入れなどにも広く利用され、その取扱高も毎年増加しております。

外国為替業務

種類	概要																			
外貨両替	○17通貨を取扱っています。 アメリカドル、カナダドル、ユーロ、イギリスポンド、スイスフラン、ロシアルーブル、オーストラリアドル、ニュージーランドドル、中国元、香港ドル、台湾ドル、韓国ウォン、タイバーツ、シンガポールドル、マレーシアリンギット、フィリピンペソ、インデニアルピア ○取扱通貨は店舗により異なります。																			
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>米ドル</td> <td>ユーロ</td> <td>他15通貨</td> </tr> <tr> <td>販売</td> <td>全店</td> <td>本店営業部・豊田駅前支店・特定店^{※2}</td> <td>本店営業部・豊田駅前支店</td> </tr> <tr> <td>取次販売^{※1}</td> <td>一</td> <td>上記取扱店以外</td> <td>上記取扱店以外</td> </tr> <tr> <td>買取</td> <td>全店</td> <td>全店</td> <td>全店</td> </tr> </table>					米ドル	ユーロ	他15通貨	販売	全店	本店営業部・豊田駅前支店・特定店 ^{※2}	本店営業部・豊田駅前支店	取次販売 ^{※1}	一	上記取扱店以外	上記取扱店以外	買取	全店	全店	全店
	米ドル	ユーロ	他15通貨																	
販売	全店	本店営業部・豊田駅前支店・特定店 ^{※2}	本店営業部・豊田駅前支店																	
取次販売 ^{※1}	一	上記取扱店以外	上記取扱店以外																	
買取	全店	全店	全店																	
	<small>※1 取扱店以外でも、取次販売を受付ています。なお、取次販売の場合は、受付日当日に外貨現金のお渡しができません。 ※2 ユーロを取扱う特定店:山之手支店、高橋支店、高岡支店、猿投支店、岡崎支店、三好支店、恵ヶ池支店、米野木支店、足助支店、天白支店</small>																			
外国送金	電信送金(TT)	電信により振込指図を行う方法で、海外への送金の一般的な方法です。																		
	送金のお受取り	海外からの送金を受取りされる場合には、当金庫のお取引口座をご指定いただくと便利です。																		
外貨預金	米ドル、ユーロ、オーストラリアドル、ニュージーランドドル	建の外貨定期預金・普通預金をお作りいただけます。																		
貿易取引	輸出 輸入	輸出手形の買取・取扱を行っています。																		
各種保証	スタンバイ信用状、海外での入札保証、履行保証などの保証を取り扱っています。																			
先物為替予約	輸出入の決済、外貨預金、外貨融資(居住者外貨貸付)などに先物為替の予約取引を行うことができます。																			
外貨融資	外貨(主として米ドル)によるご融資です。																			

国際業務

経済のグローバル化、特にアジア諸国の経済が活況を呈しているなか、お客様のアジア地域等への進出と現地での販路拡大や輸出入取引などのご要望にお答えできるよう専門部署にてお手伝いいたします。

○業務内容

- 当金庫の専門スタッフがお客様を全面支援いたします。
- 1 進出先国・地域の情報提供・現地事業のビジネスマッチング支援
 - ・海外進出、海外への販路拡大を検討されているお客様に、公的機関、信金中央金庫、ジェトロ、東海日中貿易センター等の現地銀行等と協力してサポートさせていただきます。
 - ・各種公的機関(関係機関)等での投資セミナー、情報交換会、ビジネスマッチング、ミッション等を随時紹介いたします。
 - ・現地での規制・制度を紹介いたします。
 - ・合弁契約書作成支援、現地コンサルタント紹介等をいたします。

- 2 進出時の現地銀行口座開設支援

現地法人立ち上げ、駐在員事務所開設時には、現地銀行に口座開設が必要になります。
当金庫で、海外の現地銀行と連絡をとり、口座開設の支援・ご紹介などを行います。
- 3 海外進出先での資金調達支援

スタンバイ・クレジットを利用した現地借入保証で、現地での金融支援をいたします。
- 4 進出時の資本金融

資本金等について国内で融資し、資金を海外送金いたします。
- 5 現地からの送金の受入れ

現地子会社等から本邦親会社への送金資金をお受取りいただけます。
- 6 海外との輸出入取引のご相談

具体的な手続きのお手伝いを行います。

保険業務・証券業務等

保険窓口販売業務

個人年金保険・終身保険・医療保険・がん保険・傷害保険及び住宅ローン関連の長期火災保険・債務返済支援保険・企業総合補償保険・業務災害補償保険を全店でお取り扱いしております。

確定拠出年金業務

確定拠出年金は、従来の確定給付年金と異なり、自己の責任において運用商品選び、年金や一時金として受け取るものであり、公的年金の上乗せとなる私的年金制度で個人型と企業型があります。

証券仲介業務

野村證券株式会社、東海東京証券株式会社を委託証券会社として証券仲介業務を行っております。

証券業務

国債や県民債の販売を取り扱うほか、投資信託のご購入のお申込みや私募債の受託業務等、全店でお取り扱いしております。

信託代理店業務

遺言信託、遺産整理業務、土地信託、年金信託、公益信託、特定贈与信託、特定金銭信託など信託代理店業務を本店営業部、山之手支店、三好支店の3店舗でお取り扱いしております。また上記以外の営業店でも、お取り次ぎしております。

スポーツくじ(toto・BIG)の払戻業務

スポーツを通じた地域貢献の一環として、スポーツくじ(toto・BIG)の払戻業務を、本店営業部、若宮支店、山之手支店、岡崎支店の4店舗でお取り扱いしております。

サービスのご案内

自動受取りサービス

給与・賞与・年金・配当金・保険金などが自動的にご指定の預金口座に振込まれます。

自動支払いサービス

電気・電話等の公共料金、税金、学費、クレジットなどの料金をご指定の口座から引落し、自動的にお支払いいただけます。

自動送金サービス

毎月決まった金額を指定口座へ自動的に送金します。
家賃のお支払い、お子様への学費のご送金、月謝のお支払いに便利です。

キャッシュサービス

当金庫のキャッシュコーナーでの、お預け入れ、お引き出し、通帳記入、残高照会のほか、全国の信用金庫及び提携金融機関、ゆうちょ銀行・コンビニエンスストア等のキャッシュコーナーで現金のお引き出しが出来ます。

しんきんゼロネットサービス

当金庫のキャッシュカードで、全国の信用金庫のATMを手数料無料でご利用いただけます。(平日8:45~18:00の入出金、土曜日9:00~14:00の入出金)
※一部の信用金庫・ATMにおいて、このサービスがご利用いただけない場合がございます。

ATM振込サービス

ATMにより全国の金融機関へのお振込みができます。ICカード振込情報、振込券カードを利用すると、同じ振込先へ繰り返しお振込みになる場合に便利です。
信用金庫・都市銀行・地方銀行・第二地方銀行・信用組合のキャッシュカード扱いのATM振込ができます。

デビットカードサービス

契約加盟店で、お買物代金をキャッシュカードでお支払いできます。

しんきん電子マネーチャージサービス

お客様の預金口座から楽天Edyに、携帯電話でチャージ(入金)できるサービスです。

相談業務

「相談プラザ」(本店営業部1階)

平日の通常時間外および土曜日も営業いたしますので、お気軽にお越しください。

■営業時間／平日 9:00~18:00 土曜日 9:00~17:00(12月31日~1月3日は休業します。)

■ご連絡先／TEL(0565)36-1230 FAX(0565)36-1244

●ご相談業務

・個人ローン相談

住宅ローン(新築・購入、リフォーム、借換など)、自動車ローン、教育ローンなどのご相談を承ります。

・年金相談

専門の社会保険労務士が、年金に関するご相談から受給手続きまで承ります。

・資産運用・相続遺言相談

国債、投資信託などの資産運用、事業継承、相続・遺言などのご相談を承ります。

・税務相談

専門の税理士が、税金に関するご相談を承ります。

●金融円滑化相談

住宅ローンや企業、個人事業主様の「資金繰りの安定化」や「返済条件の見直し」などのご相談を承ります。

平日フリーダイヤル:0120-546-011 土曜日フリーダイヤル:0120-539-711

●開催スケジュール

ご相談業務	平日		土曜日
	開催日	営業時間	
個人ローン相談	月～金	9:00~18:00	9:00~17:00
年金相談	月～金	9:00~17:00	9:00~17:00
資産運用・相続遺言相談	火・水	9:00~17:00	9:00~17:00
税務相談	月・木・金	9:00~15:00	—
金融円滑化相談	月～金	9:00~18:00	9:00~17:00
貸金庫(全自動)	月～金	9:00~18:00	9:00~17:00

年金相談

当金庫の37支店にて、定期的に(原則隔月)年金相談会を開催しています。年金に関するご相談から受給手続きまで、専門の社会保険労務士が無料で承ります。

資産運用・相続遺言相談

資産の管理・運用相続遺言についてもお気軽にご相談ください。経験豊富な職員が責任をもってご相談に対して適切なご提案をさせていただきます。

■ご連絡先:TEL(0565)36-1230(ダイヤルイン)

主な手数料一覧表(令和3年6月末現在)

取扱区分		3万円未満	3万円以上
振込手数料	窓口(依頼書扱)	他金融機関あて	660円
		当金庫本支店あて	330円
		同一支店内	220円
	ATM振込(現金扱)	他金融機関あて	440円
		当金庫本支店あて	110円
		同一支店内	110円
	ATM振込(キャッシングカード扱) ※注1	他金融機関あて	330円
		当金庫本支店あて	無料
		同一支店内	無料
給与振込手数料	登録振込依頼書(一般)	他金融機関あて	660円
		当金庫本支店あて	330円
		同一支店内	220円
	【インターネットバンキング】 個人向 WEB/バンキング 法人向 WEB-FB (総振・都度振込)	他金融機関あて	330円
		当金庫本支店あて	無料
		同一支店内	無料
	【ファーム・ホームバンキング】 データ伝送(FB・総振) 資金移動(FB・HB)	他金融機関あて	330円
		当金庫本支店あて	110円
		同一支店内	無料
代金取扱手数料	FD-MT振込(総振)	他金融機関あて	330円
		当金庫本支店あて	110円
		同一支店内	無料
	自動送金 ※1件110円(消費税含む)の 口座振替手数料含む。	他金融機関あて	440円
		当金庫本支店あて	220円
		同一支店内	110円
	登録振込依頼書(給振)	他金融機関あて	330円
		当金庫本支店あて	無料
		同一支店内	無料
	データ伝送(FB・給振) WEB-FB(給振) FD-MT振込(給振)	他金融機関あて	165円
		当金庫本支店あて	無料
		同一支店内	無料
その他手数料	名古屋交換所扱【同地】 ※注2・注3	他金融機関あて	代金取立
		代払	440円
		当金庫本支店あて	代金取立
		代払	440円
		同一支店内	代金取立
		代払	無料
	隔地(普通) ※注4	他金融機関あて	代金取立
		代払	880円
	隔地(至急) ※注4	他金融機関あて	代金取立
		代払	1,100円
	不渡手形返却料		
	取立手形組戻料		
	取立手形店頭呈示料		
	送金・振込の組戻料		

融資関係手数料								
手数料名	取引の種類および条件			金額				
事務取扱手数料	とよしん住宅ローン(しんさん保証基金)			55,000円				
	とよしん住宅ローン(全国保証株式会社)			55,000円				
	とよしん住宅ローン(中部しんきんカード)			55,000円				
	長期固定金利型住宅ローン(フラット20・35・50)			55,000円				
	とよしん保留地ローン(中部しんきんカード)			55,000円				
	保留地ローン保証(全国保証株式会社)			55,000円				
	とよしん住宅融資借換ローン(中部しんきんカード)			55,000円				
	とよしん住宅ローン(当庫扱い)定額型			55,000円				
	とよしん住宅ローン(当庫扱い)定率型			取組金額×1.65%				
	住宅ローンに準じた一般融資			55,000円				
とよしんアパートローン及び収益物件に対する融資の事務取扱手数料				110,000円				
ビジネスローンサポート事務取扱手数料				11,000円				
ローンカード(再)発行手数料	カードローン(しんきん保証基金) ※教育カードローン含む			1枚当り	1,100円			
	カードローンキャッスル(信金ギャランティ)			1枚当り	1,100円			
	カードローンシーポケットくん (SMBCコンシューマーファイナンス)			1枚当り	1,100円			
	カードローンビッグ (オリエントコーポレーション)			1枚当り	1,100円			
	財産活用ローン当座貸越 (中部しんきんカード)			1枚当り	2,200円			
	ローンカード発行手数料			事業者カードローン ※再発行の場合も含む				
	極度額変更手数料			1回当り	3,300円			
	融資条件変更手数料 ただし、当座賃貸期間更新、債務者変更是対象外となります。			1口当り	5,500円			
	債務者変更手数料	不動産担保異動なし(債務者あたり)			11,000円			
		不動産担保異動あり(債務者あたり)			55,000円			
固定選択型再選択手数料				1口当り	5,500円			
変更手数料		旧型から新型住宅ローンへの変更			5,500円			
線上返済手数料	一部・全額線上返済手数料	10年以内			5,500円			
		融資契約期間 10年超	返済元全					
			1,000万円以上	110,000円	55,000円			
			500万円以上	55,000円	27,500円			
			100万円以上	22,000円	11,000円			
			100万円未満	11,000円	5,500円			
		一部線上返済元全1,000万円未満、かつ年1回限り			無料			
※1回連絡ローンとは、①リフォームプラン②リフォームローン③住宅融資借換ローン(有担保・無担保)④保留地ローンです。 ※2ボーナス併用返済ご利用のお客様の一部線上返済は、半年単位のご返済となります。								
不動産担保手数料	一部・全部線上返済違約金	固定金利型 返済割引	住宅ローン(※1回連絡ローン①~④を含む)及び住宅ローンに準じたご融資 変動金利型アパートローン 変動金利型収益物件に対するご融資 財産活用ローン証書貸付 ※2ボーナス併用返済の方へのご注意					
			2007年3月26日以後にご契約されたアパートローン					
			違約金=線上返済する元金全額×0.5%×特約期間の残存日数/365					
		1回当り	2019年4月以降に固定選択型を(再)選択したご融資					
			違約金=線上返済する元金全額×0.5%×特約期間の残存日数/365、または5,500円のいずれか高い額					
固定金利選択型以外の一般融資、一部・全部線上返済手数料				5,500円				
証明書発行手数料	不動産担保取扱手数料	※住宅ローン(※1回連絡ローン①~④を含む)およびアパートローンは不要です。	3千万円以下					
			新規 3千万円超5千万円未満					
			5千万円以上					
			極度額変更・追加担保					
		全てのお客様が対象となります。			22,000円			
順位変更・譲渡・その他			5,500円					
担保解除(一部・全部)			5,500円					
融資証明書発行手数料				1通当り	11,000円			
債務保証書発行手数料				1通当り	1,100円			
住宅ローン残高証明書再発行手数料				1通当り	550円			

項目	手数料	
	単位・区分	金額
小切手帳代金	1冊(50枚綴)	1,100円
小切手帳代金 (署名判)	1冊(50枚綴)	1,100円
手形帳代金	1冊(50枚綴)	1,100円
手形帳代金 (署名判)	1冊(50枚綴)	1,100円
手形・小切手 署名判断登録	新規登録	5,500円
	変更登録	3,300円
マル専口座開設料	割賦販売通知書1通	3,300円
マル専手形用紙代金	1枚	550円
自己宛小切手発行手数料	1通	550円
通帳・証書等再発行手数料	1冊・1通	1,100円
キャッシュカード再発行手数料	磁気キャッシュカード	1,100円
	ICキャッシュカード	1,100円
株式払込取扱手数料	払込額×(2.5/1000)×110%	
	30枚以下	550円 当全庫の通帳、 カードの提示により無料
両替手数料(邦貨)	31枚～500枚	550円
	501～1,000枚	1,100円
	1,000枚超	500枚毎に550円加算
地方税取次手数料	当金庫が指定されている市町村等	無料
	3万円未満	660円
	3万円以上	880円
貸金庫利用手数料	1契約 (月額)	毎年4月に 1年分前払い
夜間金庫利用 手数料	1契約 (月額)	毎年4月に 1年分前払い
夜間金庫入金帳発行手数料		発行1冊あたり
ファームバンキングサービス		1契約(月額)
インターネットバンキング WEB-FBサービス (法人向け)	1契約 (月額)	通常 口座照会と都度振込のみ利用
インターネットバンキング WEBバンキング サービス(個人向け)		無料
ホームバンキングサービス (事業者向け)		1契約(月額)
ホームバンキングサービス (個人向け)		1契約(月額)
		一口座(年額)
		1,320円
未利用口座管理手数料		
以下、(1)～(6)全てを満たす普通預金口座を対象と致します。		
(1)2019年10月1日以降に開設された普通預金口座であること。		
(2)最後のお預入れまたは払戻しから2年以上、一度もお預入れまたは払戻しのご利用が無い普通預金口座であること。		
(3)該当の普通預金口座の残高が1万円未満であること。		
(4)同一支店で、他にお預かり金融資産(定期性預金・投資信託・外資預金・国債等)のお取引がないこと。		
(5)お借入れがないこと。		
(6)普通預金口座の名義人が18歳以上であること。		
○本手数料の対象となる普通預金口座をお持ちのお客様に、お取引状況をお知りさせる文書「ご案内」をお届けの住所に事前に差し上げ、一定期間(約3ヶ月)経過後に対象口座から引落させていただきます。		
※お客様の口座残高以上のご負担はありません。		
※送付した「ご案内」が延長し、または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到着したものとみなします。		
※本手数料のご返却及び解約された口座の再利用には応じかねます。		
後見支援預金手数料	口座開設手数料 一口座 口座管理手数料 一口座(年額)	11,000円 3,300円
相続払戻証明書発行手数料		1,100円

ATM 利用手数料				
カードの種類	取引内容	お取扱い時間		手数料
当金庫カード	お引出し	平日	8:00～21:00	無 料
		土曜日		
		日曜・祝日		
	お預入れ	平日	8:00～21:00	無 料
		土曜日		
		日曜・祝日		
他信用金庫カード (全国しんきんネット)	お引出し ・ お預入れ	平日	8:00～8:45	110円
			8:45～18:00	無 料
			18:00～21:00	110円
		土曜日	8:00～9:00	110円
			9:00～14:00	無 料
			14:00～21:00	110円
			日曜・祝日	8:00～21:00
		※注1	8:00～8:45	220円
			8:45～18:00	110円
			18:00～21:00	220円
			8:00～9:00	220円
			9:00～14:00	110円
			14:00～21:00	220円
銀行・信用組合 労働金庫・農協・漁協 ゆうちょ銀行 カード	お引出し ・ お預入れ	平日	8:00～21:00	220円
			8:00～9:00	220円
			9:00～14:00	110円
		土曜日	14:00～21:00	220円
			8:00～21:00	220円
			8:00～9:00	220円
			9:00～14:00	110円
提携クレジットカード	お借入	平日	14:00～21:00	220円
			8:00～18:00	無 料
		土曜日	18:00～21:00	110円
			9:00～14:00	無 料
			14:00～21:00	110円
		日曜・祝日	9:00～21:00	110円

- ※ 土曜日が祝日の場合は、日曜・祝日の手数料になります。
- ※ 1月1日～3日は日曜・祝日の手数料となります。
- ※ ご利用日、ご利用時間は、各ATMコーナーにより異なります。
- ※ 注1・お預け入れは、第二地銀、信用組合、労働金庫の一部カードのお取扱いになります。
 - ・ゆうちょ銀行カードでのお預け入れは、平日8:45～19:00のお取扱いになります。

でんさい取扱手数料

基本手数料	インターネット・窓口	共通	(※1)	月額1,100円
取扱内容			インターネット	窓口
発生記録手数料	当金庫宛	330円	770円	
債務者請求・債権者請求 共通	他行宛	440円	770円	
譲渡記録	当金庫利用者宛	220円	770円	
	他行利用者宛	330円	770円	
保証記録		220円	770円	
支払等記録(口座間送金決済以外)		220円	770円	
変更記録	債権情報変更	220円	2,200円	
開示照会 (債権等)	通常開示	無料	無料	
	特例開示(通常開示以外の開示)	一	2,750円	
組戻手数料		一	1,100円	
支払不能照会	書面による照会依頼	一	3,300円	
特定記録機関変更手数料(他記録機関から変更申出による)		5,500円		

※注1:ATM振込(キャッシュカード扱)とは、信用金庫、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用組合のカードが利用できます。(法人カードは信用金庫のみ可能)
注2:代払とは取立依頼人の預金口座に直ちに入金できる小切手(約束手形、為替手

注2:1括弧は取扱い額入の預金口座に直ちに入金できる小の子(約束手形、為替手形を除く)などの取扱に関する手数料です。

注3:代金取扱手数料とは、①約束手形・為替手形(割引手形、担保商業手形を含む)、

注3-1:金取立子数料とは、①約束子形「為音子ル」割引子形「担保簡葉子形」を含む。②他行発行の預金通帳・証書、③旅館券、④上記(注2)以外の小切手等の取立に間に掛かる手数料です。

注4:隔地(普通)とは、普通郵便扱いです。隔地(至急)とは、速達郵便扱いです。

とよしんの健全度

とよしんでは、お客様が安心してお取引いただけるよう「堅実経営」「健全経営」を行っております。

■自己資本比率

とよしんの自己資本比率は、10.47%と国内基準の4%、国際基準の8%を大きく上まわることができました。

■不良債権比率

- 金融再生法に基づく開示債権比率
(総与信に対する不良債権比率)

金融再生法に基づく不良債権比率は、2.60%と、令和2年3月期に比して、0.16ポイント上昇しました。

- 信用金庫法に基づくリスク管理債権比率
(貸出金残高に対する不良債権比率)

信用金庫法に基づく不良債権比率は、2.61%と令和2年3月期に比して、0.17ポイント上昇しました。

■預金残高

とよしんの預金残高は、1兆7,114億円と前年度比1,011億円プラスとなり堅調に推移しました。「お客様の信用・信頼のバローメーター」である個人預金は年間529億円増加しました。

地域密着型金融の取組みについて

当金庫では、ビジョンとする「地域ナンバーワン金融機関」を目指し、「地域密着型金融推進計画」を策定し、各種項目について積極的に取組みました。

1.経営理念

当金庫は、地域の皆様にお役に立つコミュニティ・バンクを目指し、「貢献」「健全」「幸福」を経営理念として、地域にあって地域とともに歩んでまいります。

2.目指す姿：地域ナンバーワン金融機関

信用金庫を取り巻く経営環境は、間接金融から直接金融への流れ、グローバリゼーションやIT化の進展、他業態からの金融業界への参入など、大きな変化にさらされています。

こうした環境下において、これまでの経営モデルを見直し、業務の広範囲において新しい取組みを始めることが必要となっていました。今後も創意工夫をこらし、お客様のニーズにお応えするとともに、地域貢献活動やコンプライアンス・CS活動を徹底し、地域ナンバーワン金融機関を目指してまいります。

■収益状況

令和2年度は、業務純益18億円、経常利益20億円、当期純利益16億円と健全な経営を行っております。

■内部留保

とよしんの財産である会員勘定(出資金、特別積立金等)は、739億円と前年度比15億円プラスとなり、より内部留保を充実することができました。

■内部管理体制

とよしんは、自己責任原則にもとづく内部統制システムの充実を主要経営課題と位置づけ、法令等遵守及びリスク管理等の内部管理体制の構築を進めています。

3.地域密着型金融の取組みについて

当金庫が取組む地域活性化のポイント

- (1)成長可能な中小企業・事業を発掘・発見・育成(経営革新計画、各種補助金申請書作成支援や6次産業化支援等)します。
- (2)自動車部品等のもの作り技術や建設機械設備等を活用した事業転換・起業を側面支援することにより、地域内の事業所先数を増加させます。
- (3)アジアビジネスへのサポートを通じて、お客様のビジネスチャンスの獲得・拡大を国内外関係当局、支援機関、海外現地銀行、海外工業団地等と密接に連携し支援します。
 - ①進出国・地域の情報提供
 - ②現地銀行口座の開設支援
 - ③現地の工業団地等物件の紹介・現地コンサルタントの紹介
 - ④海外貿易投資ニュースの発刊
 - ⑤現地での資金調達支援
 - ⑥本邦と海外との輸出入取引等の販路拡大、具体的な輸出入手続等のお手伝いをいたします。

中小企業の経営改善及び地域活性化の取組み状況について

1.創業・新事業支援

- 創業・新事業支援

全営業店に「創業・新事業相談窓口」を設置し、本部専門部署(経営支援部)と連携しながら創業・新事業の相談に迅速に対応できる態勢を整備しております。

- 「創業塾」の開催

豊田市、豊田商工会議所等と共にによる創業支援の取組として、創業を志す方が必要な知識・ノウハウを修得していただけるよう開催いたしました。

- 産学連携による新事業創出支援

とよたイノベーションセンター(ものづくりの支援拠点)との連携支援

- 中小企業施策支援

・補助金申請支援・経営力向上計画策定支援等 53件

2.事業承継支援

- 全営業店に「事業承継相談窓口」の設置並びに「相談窓口マニュアル」を制定

すべての営業店で事業承継相談の一次対応ができる態勢を整備しております。

二次対応として、本部専門部署と外部機関との連携による自社株評価、相続税額の試算、株主対策等の支援を実施しております。

- とよた事業承継研究会の設置

当金庫は豊田市、豊田商工会議所と共に「とよた事業承継研究会」を立ち上げております。

本研究会では、他の支援機関や学識経験者等の指導及び助言を受けながら、地元中小企業者の事業承継に係る調査、評価、分析をし、支援策の充実を図ってまいります。

- あいち事業承継ネットワークへの参画

県内の経済団体、金融機関、士業等関係団体がネットワークを構築し、中小企業の事業承継に係る現状把握及び専門家派遣等の支援を実施しております。

3.ビジネス・マッチング、M&A支援

- 愛知ビジネスポータルサイト

愛知県内の商工会議所、信用金庫と連携して運営しております。加盟企業のSEO対策(検索サイトにおける上位表示)、マッチング支援を行っております。

- 外部機関との連携支援

外部専門機関と連携してM&A情報の収集・提供を行っております。

4.経営改善・事業再生支援

《外部機関活用による支援状況》

○外部機関・外部専門家と連携して、高度専門的な経営相談、事業再生支援にも取組んでおります。

- ・経営改善支援センター

・とよたイノベーションセンター

・中小企業再生支援協議会

※本部専門部署：経営支援部

(人員体制 12名 うち中小企業診断士 8名)

5.地域活性化への取組み状況

当金庫は主に西三河を中心に、愛知郡、日進市、長久手市や名古屋市(一部の地区を除く)等の地域を事業区域として、地元の中小企業者や地域の皆様が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営する相互扶助型の金融機関です。

地元のお客様からお預かりした大切な資金(預金積金)は、地元で資金を必要とするお客様に融資を行って、事業や生活の繁栄をお手伝いするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や地域の皆様と強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めています。

また、金融機能の提供に止まらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化により積極的に取組むため、平成27年7月3日に豊田市、豊田商工会議所と第三者包括協定(まちづくりパートナーシップ協定)を締結いたしました。

6.「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

なお、令和2年度に当金庫において、新規に無保証で融資をした件数は336件、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合は5.01%、保証契約を解除した件数は132件、同ガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る)0件です。

地域経済活性化に対するサポート体制

当金庫では、起業や新事業の展開、アジアへの進出等に対するコンサルティング機能の強化や相談体制の充実を図っております。

■サポート活動の概要

地域における事業活動の活発化や企業創出等によって、低迷する事業者数の増加を促すため、地元商工会議所や関係機関との連携を深めつつ、企業のライフステージ(創業、事業拡大、経営改善、事業再生・事業転換、事業承継)に応じたコンサルティングと、幅広い相談受付を実施しております。また、そのため、サポートすべき事業のシーズ(種)や事業者の発掘に努めるとともに、当金庫の金融ノウハウや外部機関との連携ネットワークの充実に努めています。

取引先訪問活動実績(令和2年度)

単位:先

訪問目的	訪問件数
経営相談	371
事業承継・M&A	160
創業・新事業	189
成長分野(医療・福祉・エネルギー・農業)	109
ビジネスマッチング	57
中小企業支援施策	157
合計	1,043

金融仲介機能のベンチマーク

当金庫では、お客様のニーズに応じたご融資や課題解決のお手伝いを行うなど、地域金融機関として金融仲介機能を発揮することにより地元経済の発展・活性化に貢献できるよう努めています。

■「金融仲介機能のベンチマーク」とは

- 金融機関における金融仲介機能の発揮状況を客観的に評価するための指標として平成28年9月に金融庁より提示されました。
- ・共通ベンチマーク:全金融機関が金融仲介の取組みの推進状況や課題等を客観的に評価するために活用可能な指標。
- ・選択ベンチマーク:各金融機関が自身の事業戦略やビジネスモデル等を踏まえて選択する指標。

1.お取引先企業の経営改善や成長力の強化

□当金庫がメインバンク(融資残高1位)として取引を行っている企業のうち、経営指標(売上・営業利益率・労働生産性等)の改善や就業者数の増加が見られた先数(先数はグループベース)、及び、同先に対する融資額の推移

ベンチマーク	メイン先数	メイン融資残高	経営指標等改善先数(※)
メインバンクの企業のうち、経営指標の改善や就業者数の増加が見られた先数	4,625社	2,906億円	1,542社
ベンチマーク	平成30年度	令和元年度	令和2年度
上記企業に対する融資残高推移	1,452億円	1,408億円	1,451億円

※経営指標等改善先数はグループ中核企業単体ベース。

2.お取引先企業の抜本的事業再生等による生産性の向上

□当金庫が貸付条件の変更を行っている中小企業の経営改善計画の進捗状況

ベンチマーク	総 数	好調先	順調先	不調先(※)
経営改善計画の進捗状況	511社	17社	101社	393社

※不調先には計画未策定先333社を含みます。

□当金庫が関与した創業、第二創業の件数

ベンチマーク	総 数	ベンチマーク	総 数
創業関与件数	528件	第二創業関与件数	69件

□ライフステージ別の与信先数、及び、融資額(先数単体ベース)

ベンチマーク	全与信先	創業期	成長期	安定期	低迷期	再生期
与信先数	7,788社	703社	355社	2,668社	302社	40社
融資額	3,717億円	229億円	256億円	1,837億円	162億円	43億円

ライフステージ分類について

- 1.創業期:創業、第二創業から5年まで(個人事業主を除く)
- 2.成長期:売上高平均で直近2期が過去5期の120%超
- 3.安定期:売上高平均で直近2期が過去5期の120%~80%
- 4.低迷期:売上高平均で直近2期が過去5期の80%未満
- 5.再生期:貸付条件の変更または延滞がある期間

※全与信先には上記に分類できない企業も含まれるため、合計は一致しません。

3.担保・保証依存の融資姿勢からの転換

□当金庫が事業性評価に基づく融資を行っている与信先数及び融資額、及び、全与信先数及び融資額に占める割合(先数単体ベース)

ベンチマーク	先数	融資残高
事業性評価に基づく与信先数および融資残高	125社	198億円
全体に占める割合	1.6%	5.4%

4.本業(企業価値の向上)支援・企業のライフステージに応じたソリューションの提供

□販路開拓支援

ベンチマーク	地元	地元外	海外
販路開拓支援を行った先数	73社	—	11社

各営業店のビジネスマッチング情報を金庫内部システムに登録し、お取引先同士のマッチング(商談)の機会を提供しています。また、外部機関と連携したマッチングのご支援も行っています。

□M&A支援

ベンチマーク	実績
M&A支援先数	32社

お取引先のM&A(合併・買収)活動支援を行っております。なお、金庫のお取引先同士のご紹介のみならず、外部仲介会社を通じたM&Aに関する情報提供も実施しています。

□事業承継支援

ベンチマーク	実績
事業承継支援先数	84社

自社株評価の算定や外部コンサルと連携したソリューション提案を行い、円滑な事業承継を支援しています。また、お客様向けに事業承継に関するセミナーを開催しています。

5.他の金融機関及び中小企業支援施策との連携

□外部専門家の活用

ベンチマーク	実績
外部専門家を活用して本業支援を行った取引先数	74社

□中小企業支援策の活用

ベンチマーク	実績
取引先の本業支援に関連する中小企業支援策の活用を支援した先数	68社

各種補助金制度のご案内とともに、認定支援機関として申請手続きなどのお手伝いを行っています。また、外部機関と連携した専門家の派遣等も行っています。

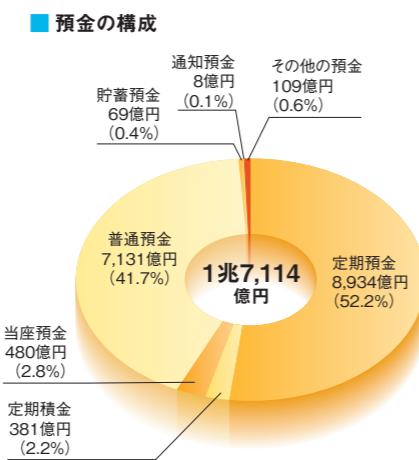
※各ベンチマークは令和2年度における実績です。



お客様のご預金について

当金庫の令和3年3月末の預金積金残高は1兆7,114億円です。

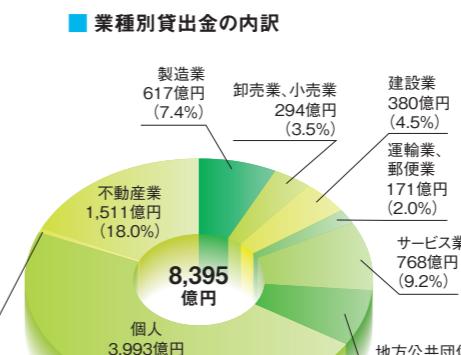
お客様よりご信頼をいただき、ボーナスのお預け入れなど個人預金を中心に順調に推移しております。また、お客様の大切な財産の運用を安全かつ確実に、さらにご満足いただけるよう一層の充実に向けて努力しております。



地域のお客様へのご融資について

当金庫の令和3年3月末の貸出金残高は8,395億円です。

当金庫は、預金者に対する責任に応えるべく、出資者である会員の皆様へのご融資を基本として、地元中小企業者の健全な発展と地域社会の繁栄に向けたご融資を心掛けております。



豊田信用金庫(とよしん)

お客様
会員の皆様

預金積金
1兆7,114億円
出資金
8億円



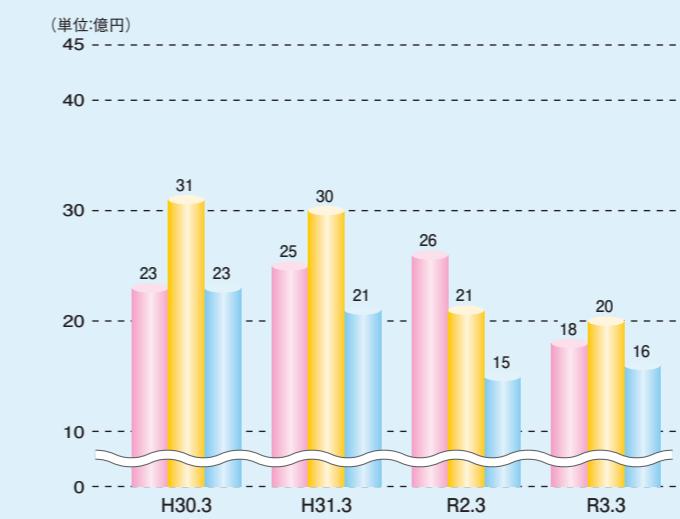
決算状況

(令和3年3月末現在)

- 常勤役職員数 874名
- 会員数 57,275名
- 店舗数 42店舗
- 出資金 851百万円

厳しい経営環境にあって、個人向けの住宅ローンや消費者ローンを中心には積極的に融資を推進するとともに、経費の節減など経営の合理化、効率化に努めた結果、3月期決算では業務純益1,874百万円、経常利益2,025百万円、当期純利益1,640百万円を計上することができました。
今後についても、引き続いだ積極的な業務展開と安定収益の確保に心掛け、皆様によりご信頼いただけますよう努めてまいります。

業務純益、経常利益、当期純利益の推移



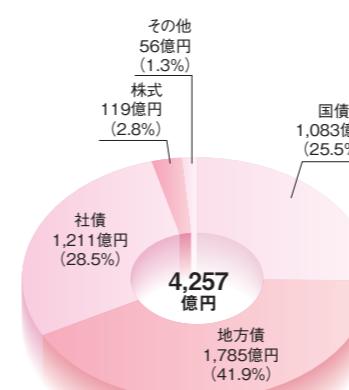
※記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

ご融資以外の運用について

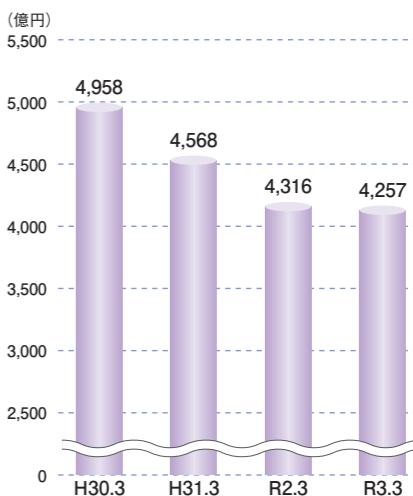
当金庫の令和3年3月末の有価証券残高は4,257億円です。
当金庫はお客様の預金をご融資による運用の他に有価証券による運用も行っております。
有価証券運用については、安全性第一を心掛けて、国債や地方債など債券を中心に運用しております。



有価証券の構成



有価証券の推移



取引先へのご支援について

- 新規に事業を創業される方を対象とした無担保で最高500万円までご融資する「創業支援資金」の取扱い開始。(平成15年4月より)
- 「とよしんビジネスローンサポート」取扱い開始。(平成17年10月より)
- 証券仲介業務取扱い開始。(平成18年4月より)
- 日本政策金融公庫名古屋支店及び商工組合中央金庫名古屋支店との業務連携・協力。(平成18年4月より)
- 「とよしんアグリビジネスローン『みのる君』」取扱い開始。(平成18年10月)
- 中小企業診断士による経営相談・経営診断の取扱い開始。(平成19年10月より)
- 中小企業診断士協会と連携した経営指導。(平成20年4月業務提携)
- インターネット(携帯電話やパソコン)から申込受付ができる、新型「カードローン とよしん きゃっする」の取扱い開始。(平成20年9月より)
- 学資保険(アフラック)の販売開始。(平成21年9月より)
- 傷害保険(共栄火災海上保険)の販売開始。(平成21年11月より)
- 「スーパーフリーローン」取扱い開始。(平成22年10月より)
- 「カードローンビッグ」取扱い開始。(平成22年12月より)
- 「棚卸資産担保融資制度」取扱い開始。(平成23年1月より)
- 終身保険(アフラック・フコクしんらい)の販売開始。(平成23年4月より)
- ビジネス・マッチングをご支援するポータルサイト「愛知ビジネスパークいざ検索!」に豊田商工会議所と連携参加。(平成23年4月より)
- 海外進出支援業務の一段の強化を目的に「国際業務部」を新設。(平成23年5月より)
- 取引先のライフステージに応じた支援に取り組むセクションとして「経営支援部」を新設。(平成23年5月より)
「審査部経営サポート課」を独立昇格)
- ものづくり企業が抱える経営課題(技術相談、連携ノウハウ、人材育成)の解決を目的に「とよしんイノベーションセンター」に参画。(平成24年6月より)
- 太陽光発電事業支援資金(平成25年1月より)
- 「フリーローンタイムリー」取扱い開始。(平成26年4月より)
- 「とよしんABL機械担保ローン」取扱い開始。(平成26年8月より)

- しんきんの事業性保険「ビジネスプロテクター」取扱い開始。(平成29年12月より)
- 投資信託「つみたてNISA」取扱い開始。(平成30年2月より)
- 「とよしんアグリカードローン」取扱い開始。(平成30年5月より)
- 「とよしん職域プレミアムメンバーズ契約」取扱い開始。(平成31年1月より)
- その他
 - ・専門スタッフによる資産運用・財務・税務・年金等の各種相談の実施。
 - ・お取引先新入社員研修会の開催。(毎年4月実施)
 - ・遺言信託・遺産整理業務の取次。
 - ・確定拠出年金制度に関する相談及び加入受付。
 - ・全店で米ドルの外貨両替、本店・豊田駅前支店での米ドルを含む17通貨の外貨両替実施。
 - ・地域の恵みを応援します。地元物産品検索!サイト設置。(平成27年3月より)
 - ・「新輸出大国コンソーシアム」(経済産業省)の支援機関として登録。(平成28年2月)
 - ・「POファイナンス」取扱い開始(令和元年7月より)
 - ・「とよしん地域活性化ローン」取扱い開始(令和元年9月より)
 - ・新型コロナウイルス感染症経営相談窓口を全営業店へ設置(令和2年2月)



新型コロナウイルスに対する活動

新型コロナウイルスにより影響を受けた事業者をはじめとする地域のお客様への資金繰り支援と、地域貢献として豊田市へのサーモカメラの寄贈を行いました。又、お客様の健康を配慮し、感染防止として本部受付窓口へのサーモカメラの設置や全営業店窓口等へのアクリルパーテイションの設置などの活動を行いました。



相談窓口設置



■中小企業および個人事業主の皆様へ

- ・新型コロナウイルス関連による影響を受けたお客様の資金繰りに関するご相談は、当窓口で承ります。
- ・当金庫は、地元の皆様を応援するための取り組みをしてまいります。

●豊田信用金庫

豊田市へのサーモカメラの寄贈



本部受付窓口にサーモカメラの設置



全営業店の受付窓口にアクリルパーテイションの設置



店内ATMコーナーにフロア誘導マットを表示



地域教育・文化への貢献(公益財団法人 とよしん育英財団の活動)

■奨学生事業

概要

奨学生の資格 愛知県下に居住の中学生・高校生で、学業、人物ともに優秀でかつ健康であって、学費の支弁が困難と認められる児童扶養手当(国)、愛知県遺児手当支給規則に定める支給用件を満たす世帯及び特に生活困窮と認められる世帯の生徒とする。

奨学生の種類

中学校奨学生、高等学校奨学生

奨学生の応募時期

毎年4月から5月

■表彰・助成事業

表彰(教育文化賞・教育文化奨励賞)

趣旨

愛知県内における教育及び文化活動の振興に功績があると認められるものに贈ります。その対象者、申請方法等は次の要領によります。

対象者

表彰を受けることができるものは、教育及び文化の分野において、地域を基盤としている個人又は団体で、次の各号に掲げるものとします。
(1) 教育文化賞
多年にわたり地域の教育や文化の振興に貢献し、その功績が顕著な学校、個人又は団体。

応募方法

原則として、市町村役場、教育委員会、校長等からの推薦によります。(応募時期 毎年11月~12月)

助成

趣旨 愛知県内における教育及び文化活動の維持発展に功績があると認められるものに助成金の交付を行います。その対象者、申請方法等は次の要領によります。

対象者

助成を受けることができるものは、教育及び文化の分野において、地域を基盤としている個人又は団体で、次の各号に掲げるものとします。
(1) 原則として、行政機関(国又は県)から助成を受けていないこと。
(2) 教育及び文化活動の維持発展に努力し、地道に継続的に創造・研究活動並びに青少年の健全な育成のための活動を行っている個人又は団体で、営利を目的としないこと。

※「文化活動」とは、音楽、演劇、舞蹈、伝統芸能、美術、工芸、文芸、郷土史研究などの分野をいう。

応募方法

原則として、市町村役場、教育委員会、校長等の推薦申請とします。(応募時期 每年11月~12月)



豊田信用金庫×【SDGs】に関する取組みについて

豊田信用金庫は、地域の皆様のお役に立つコミュニティ・バンクを目指し、「貢献」「健全」「幸福」を経営理念とし、お客様とふれあい、お客様と考え、お客様と歩むことを基本姿勢としております。他方、国際連合にて2015年9月には、持続可能な世界を実現するための17のGOALを定めた「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択され、国を挙げて17のGOAL実現、地球上の誰一人として取り残さないことをテーマに各種取組みが進められています。

一 豊田信用金庫 SDGs宣言一

今般、豊田信用金庫は経営理念とSDGsとの親和性を鑑み、経営理念具現化のため、また、お客様をはじめ地域の社会的課題解決および企業の持続的成長、地域経済活性化への貢献のために、SDGsの達成に尽力していくことと致しました。

～持続可能な社会の実現のために～

1  1. 持続可能な開発を実現するための行動	・公益財団法人「とよしん育英財団」による奨学金事業 ・ボリオワクチン提供のための「エコキャップ回収運動」の実施
2  2. 農業者支援	・農業者支援「アグリカードローン」の取扱い ・農業者支援「アグリビジネスローン」の取扱い
3  3. 認知症サポーターの全店配置	・認知症サポーターの全店配置 ・献血会の実施 ・ボリオワクチン提供のための「エコキャップ回収運動」の実施
4  4. 少年サッカー大会「とよしんCUP」の開催による青少年の健全な育成	・少年サッカー大会「とよしんCUP」の開催による青少年の健全な育成 ・公益財団法人「とよしん育英財団」による奨学金事業 ・インナーシップ実習生の受入 ・近隣大学との連携協定の締結と金融教育講座の開催 ・お客様向けセミナー等の開催
5  5. 「子育てサポート企業」くるみん認定	・「子育てサポート企業」くるみん認定 ・「ファミリー・フレンドリー企業」登録 ・「あいち女性輝きカンパニー」認証取得 ・女性活躍推進セミナーの開催 ・育休制度、産休制度の整備推進 ・ノー残業デーの実施
6  6. 新設店舗に災害時利用簡易トイレを設置	・新設店舗に災害時利用簡易トイレを設置
7  7. 本支店のLED照明導入による省電力、省エネの推進	・本支店のLED照明導入による省電力、省エネの推進 ・屋上等にソーラーパネルを設置した自家発電 ・CO ₂ 削減などの「チャレンジ25」活動の実施
8  8. 地元物産検索サイトの展開	・「地元物産検索サイト」の展開 ・「ファミリー・フレンドリー企業」登録 ・「豊田おいでんまつり」への参加 ・「取引先向け新入社員の研修会」の開催 ・子供参観日(職員向け)の実施
9  9. 「とよた産業フェスタ」への参加	・「とよた産業フェスタ」への参加 ・若手経営者向け「とよしんエグゼクティブクラブ」活動の実施 ・創業サポートセンターの共催設置 ・「創業塾」による創業支援 ・とよたイノベーションセンターとの連携
10  10. 認知症サポーターの全店配置	・認知症サポーターの全店配置 ・ボランティア休暇制度の創設
11  11. 「空き家片付け大作戦」への参加	・「空き家片付け大作戦」への参加 ・「空き家情報バンクローン」の取扱い ・「リバースモーゲージローン」の取扱い ・特殊許可権廃止に向けた取り組みの強化 ・行政と連携した高齢者見守り運動 ・地域行事への積極的参加 ・豊田市・豊田商工会議所とのまちづくり包括連携協定の締結 ・住宅金融支援機構との「サ高住」の協調融資 ・グリーンボンドへの投資
12  12. 「エコキャップ回収運動」の実施	・「エコキャップ回収運動」の実施 ・使用済みリボンカセットの再生利用 ・CO ₂ 削減などの「チャレンジ25」活動の継続実施 ・コピー用紙の再生紙利用
13  13. CO₂削減などの「チャレンジ25」活動の継続実施	・CO ₂ 削減などの「チャレンジ25」活動の継続実施 ・社用車に「MIRAI」を採用
15  15. CO₂削減などの「チャレンジ25」活動の継続実施	・CO ₂ 削減などの「チャレンジ25」活動の継続実施 ・緑の募金の実施
16  16. マネロン・テロ資金供与対策の高度化	・マネロン・テロ資金供与対策の高度化 ・特殊詐欺撲滅に向けた取り組みの強化
17  17. 「イルミネーション・ストーリーとよた」への協賛	・地域経済研究グループによる地域情報、経済動向の調査研究 ・SDGsセミナーの開催 ・会員並びに総代との連携 ・地方公共団体、商工会議所、商工会との連携 ・大学、弁護士会、税理士会との連携 ・SDGs私募債の発行

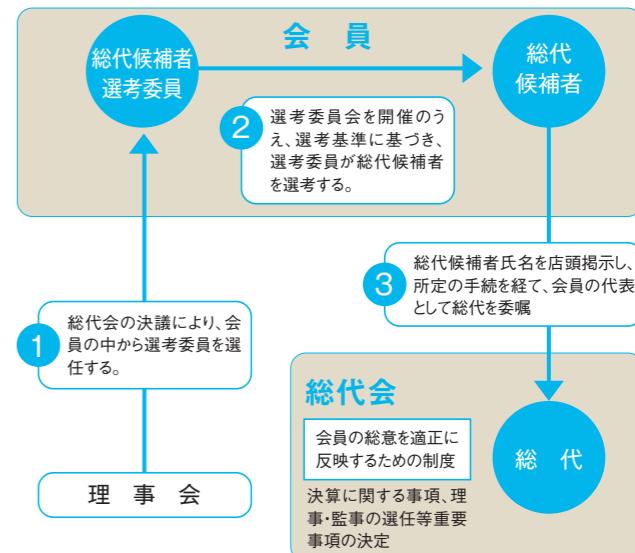


総代会制度について

リレーションシップバンキングの機能強化計画の中で、総代会機能の向上策として、総代の選考基準や選考手続の透明化、会員の意見を反映させる仕組づくり等の整備が求められております。

総代会制度について

■総代会は、会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。



信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員の意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要な事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員の意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選定する総代選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では総代会に限定することなく、「お客様相談室」の設置をするなど日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

総代の定数

総代の定数及び任期

当金庫の総代定数は定款により「90人以上120人以下」とし、任期を「3年」と定めております。

選任区域	定 数	現総代数
第1区	61名	60名
第2区	20名	19名
第3区	32名	32名
第4区	7名	7名
合 计	120名	118名

※令和3年6月30日現在の総代数は118名です。

総代の選任地区及び定数

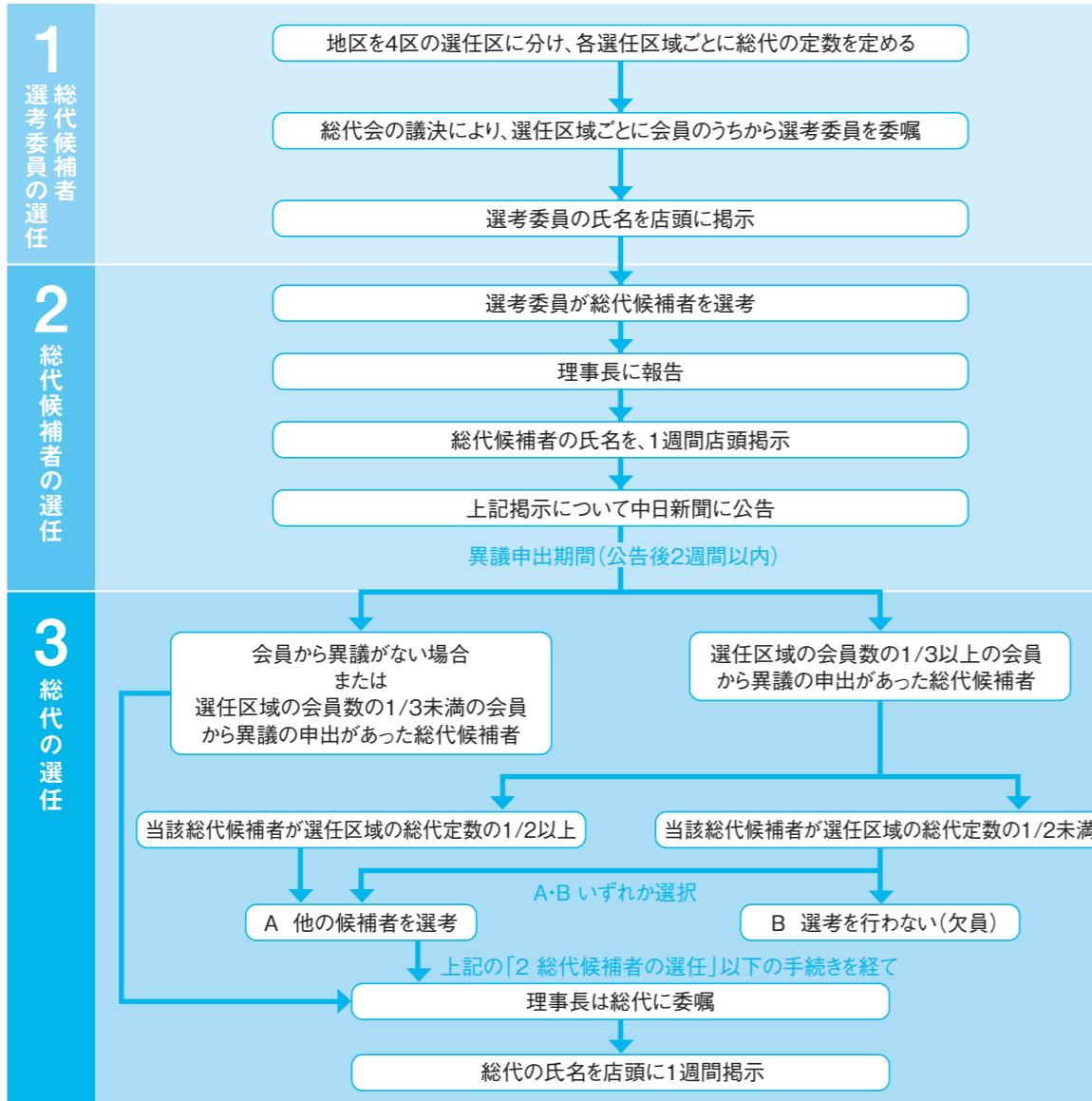
金庫の地区を4区の選任区域に分け、選考年度の直近3月末の会員数に応じて各区における総代の定数を定めております。

総代の選任方法について

総代の選任方法

総代は会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで総代の選考は、「総代候補者選考基準」に基づいて、次の手続きを経て選任されます。

- ①会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ②選考委員は総代候補者選考基準に基づいて、総代候補者を選考する。
- ③その総代候補者を会員が信任する。(異議があれば申し立てる)



総代候補者選考基準

総代候補者は、当金庫の会員の中から次に掲げる選考基準により選考しております。

- ①総代として相応しい見識を有し、良識をもって判断のできる人
- ②地域での地縁・人縁が深く、人格・識見に秀れ、信望の厚い人
- ③金庫の経営理念や姿勢、使命をよく理解し、金庫の発展に寄与できる人

第72期通常総代会の決議事項

第72期通常総代会(令和3年6月22日開催)において、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり承認・可決されました。

■報告事項

第72期(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

■決議事項

- | | |
|-------|-------------------|
| 第1号議案 | 第72期剰余金処分(案)承認の件 |
| 第2号議案 | 理事全員任期満了に伴う選任の件 |
| 第3号議案 | 監事任期満了に伴う選任の件 |
| 第4号議案 | 退任役員に対する退職慰労金贈呈の件 |



小木曾会長



藤嶋理事長

(敬称略、順不同)
令和3年6月30日現在

総代の皆様

第1区		第3区	
伊藤 康司	村田 伸則	⑤	杉浦 元孝
岩松 文一	加藤 章	③	中央化工機株式会社
梅村 憲一	深見 敏男	⑯	(8)
蟹 義昭	浅井 博行	⑤	株式会社近藤組
河木 照雄	石川 嘉孝	⑨	(3)
近田 康孝	光岡 新吾	⑩	青木 伸之
寺田 壽孝	太田 政信	②	(12)
中根 鍵治	小木曾 秀男	⑧	近藤 克弘
山中 勲	牧 久	⑩	鰐部 兼道
横山 真久	株式会社新東	①	加藤 和裕
近藤 满	大塚 哲夫	⑥	深谷 安栄
渡邊 寿也	鈴村 幸雄	⑤	富士家具有業株式会社
三浦 直樹	伊豆原 久利	⑦	株式会社村上製作所
鈴木 英治	小島 波尾	④	有限会社三貴フラワーセンター
鬼頭工業株式会社	光岡 保之	⑦	(4)
共和産業株式会社	下村 幸夫	③	加藤 克彦
新明工業株式会社	大見 良三	④	鳥居 鑑一
太啓建設株式会社		④	(15)
豊田石油株式会社		④	福安 克彦
豊田段ボール工業株式会社		④	(3)
三河商事株式会社		④	中野 兼司
矢作産業株式会社		④	株式会社オノダ
医療法人三九会		④	(6)
小島プレス工業株式会社		④	近藤 泰文
中根 茂	天野 弘治	⑪	杉山 利治
加藤 助太郎	河木 一春	⑧	(2)
天野 勝美	深田 利幸	⑩	松野 一彦
オカタ産業株式会社	岩瀬 隆義	⑩	近藤 和博
共立工業株式会社	篠澤 保延	④	相羽ばね工業株式会社
三協高分子株式会社	大矢 金太郎	①	(3)
トヨキン株式会社	米本 益栄	③	加藤 義郎
株式会社ユーネットランス	上田 鈎市郎	⑦	川本 達志
加藤 昭孝	東海ガスケット工業株式会社	⑥	(2)
山田 守男	名古屋東部陸運株式会社	⑨	武田 好弘
加納 一弘	保見産業株式会社	⑩	藤江 強
村瀬 研吾	株式会社ハタノ	④	松本 浩嗣
戸軽 政雄	イマイ商事株式会社	⑫	大矢 金太郎
奥田工業株式会社	伊藤 憲一	②	(1)
石川 照雄	加知 國一	⑤	上田 鈎市郎
高木 健	中澤 棟二	⑪	(7)
株式会社豊栄商会	山内 一生	③	野々山商事株式会社
河合 明広	山田 光伯	⑧	(6)
河合 英二	藤岡石油株式会社	⑩	矢作地所株式会社
	梅村 正裕	②	(4)
	鈴木 吉久	①	株式会社ハタノ
		⑥	人数 32名
		⑥	人数 19名
		⑥	人数 7名

(注) 丸数字は総代の就任回数です。

総代様の属性等別構成比 (%)

職業別	人数	割合 (%)	年代別	人数	割合 (%)	業種別	人数	割合 (%)
法人	36	30.5	40代	1	1.2	製造業	18	42.9
個人事業主	6	5.1	50代	7	8.5	建設業	3	7.1
個人	76	64.4	60代	21	25.6	運輸・情報通信業	2	4.8
合計	118	100.0	70代	27	32.9	卸・小売業	9	21.4
			80代	23	28.1	不動産業	4	9.5
			90代	3	3.7	サービス業	6	14.3
			合計	82	100.0	合計	42	100.0

*個人及び個人事業主の令和3年4月1日現在の年令

*法人及び個人事業主

とよしんの沿革と歩み

昭和24年(1949)	12月	加茂信用組合設立	
昭和25年(1950)	6月	足助支所開設	
昭和26年(1951)	9月	三好支所開設	
	1月	本店を桜町に移転	
	12月	加茂信用金庫に改組	
昭和27年(1952)	7月	猿投支店開設	
昭和29年(1954)	12月	創立5周年行事挙行	
昭和32年(1957)	12月	藤岡出張所開設	
昭和34年(1959)	7月	藤岡出張所、支店に昇格	
昭和35年(1960)	4月	創立10周年記念式典挙行	
昭和36年(1961)	6月	トヨタ工場前支店(現・山之手支店)開設	
昭和38年(1963)	7月	豊田市駅出張所開設	
昭和39年(1964)	10月	本店新築起工式挙行	
	7月	上郷支店開設	
	9月	創立15周年記念式典挙行	
	9月	本店新築移転	
昭和41年(1966)	10月	稻武支店開設	
昭和42年(1967)	9月	豊田信用金庫に名称変更	
昭和44年(1969)	9月	預金100億円突破	
	1月	創立20周年総決起大会開催	
	5月	高岡支店開設	
	12月	創立20周年記念式典挙行	
昭和47年(1972)	12月	豊田市駅出張所を若宮支店に昇格	
	3月	天白支店開設	
	4月	国債代理店事務取扱開始	
	7月	日本銀行歳入代理店認可	
昭和48年(1973)	6月	普通預金オンライン化	
昭和49年(1974)	3月	預金500億円突破	
	4月	日進支店開設	
	9月	創立25周年記念事業として豊田市へ1500万円寄贈	
	12月	創立25周年記念式典挙行	
	12月	CD第1号機を本店営業部に設置	
昭和51年(1976)	9月	高橋支店開設	
昭和52年(1977)	2月	店外CD第1号機を豊田市駅に設置	
	4月	両替商業務を開始	
	7月	大型電算機設置	

昭和53年(1978)	10月	神池支店開設	
	4月	自営総合(預金全科目)オンライン開通	
	8月	朝日支店開設	
	9月	預金1000億円突破	
昭和54年(1979)	12月	東郷支店開設	
	8月	シンボルマーク「フェニックス」決定	
昭和55年(1980)	12月	創立30周年記念式典挙行	
	3月	豊田市民文化会館前に「とよしんの森」造成、豊田市に寄贈	
昭和56年(1981)	4月	(財)とよしん奨学育英会設立	
	8月	野並支店開設	
昭和57年(1982)	12月	刈谷北支店開設	
	10月	名東支店開設	
昭和58年(1983)	3月	貸出金1000億円突破	
	6月	平山支店(現・トヨタ町支店)開設	
昭和59年(1984)	11月	青木支店開設	
	12月	日本銀行との貸出取引開始	
昭和60年(1985)	12月	八橋支店開設	
	4月	国債等の窓口販売業務開始	
昭和62年(1987)	5月	事務センター竣工	
	11月	岡崎支店開設	
昭和63年(1988)	9月	預金2000億円突破	
	4月	とよしんリース(株)設立	
平成元年(1989)	6月	陣中支店開設	
	6月	渉外支援システムを導入	
	12月	土橋支店開設	
平成2年(1990)	12月	三好北支店開設	
	3月	預金3000億円突破	
平成3年(1991)	12月	保見支店開設	
	12月	創立40周年役職員記念式典挙行	
平成4年(1992)	11月	サンデーバンキング開始	
	12月	堤支店開設	
平成5年(1993)	6月	岡崎北支店開設	
	10月	外国為替業務開始	
平成6年(1994)	11月	野並支店新築移転開店	
	1月	ファームバンキングサービス開始	
平成7年(1995)	3月	田中支店開設	
	6月	大林支店開設	
平成8年(1996)	11月	豊田市美術館完成記念として2000万円寄贈	
	12月	預金5000億円突破	
平成9年(1997)	5月	信託業務を開始	
	7月	朝日支店新築移転開店	
	9月	野見山支店開設	
平成10年(1998)	8月	インターネットホームページ開設	
	11月	上郷支店新築	
	12月	井上支店開設	
平成11年(1999)	10月	下市場支店開設	
	4月	証券投資信託窓口販売業務開始	

平成12年(2000)	7月	元町支店開設	
	11月	「宝くじ」販売開始	
	12月	創立50周年記念式典挙行	
	2月	創立50周年記念「東郷青児展」開催	
平成13年(2001)	3月	「デビットカード」取扱開始	
	5月	「とよしんエグゼクティブクラブ」発足	
	9月	東海豪雨災害で野並支店被災	
平成14年(2002)	3月	(財)とよしん育英財団表彰・助成事業開始	
	4月	保険窓口の取扱開始	
平成15年(2003)	4月	とよしんビジネス(株)設立	
	4月	刈谷北支店新築移転開店	
平成16年(2004)	10月	確定拠出年金業務開始	
	10月	生命保険窓口販売業務開始	
平成18年(2006)	4月	名東支店新築移転開店	
平成19年(2007)	6月	「M&A業務」取扱開始	
平成20年(2008)	6月	「一括ファクタリング業務」取扱開始	
	10月	浄水文書センター新築	
	12月	「あいちベンチャーファンド」に参画・出資	
平成21年(2009)	4月	証券仲介業務の取扱開始	
	2月	「遺言信託・遺言整理業務」取次ぎを開始	
	3月	ICキャッシュカードの取扱開始	
	1月	ATM正月3ヶ日稼働実施	
	3月	預金8,000億円突破	
平成26年(2014)	4月	新本店グランドオープン	
平成27年(2015)	4月	近隣市町村に総額1,700万円を寄贈	
	7月	医療保険・がん保険の取扱開始	
	9月	岡崎市に豪雨災害義援金を贈呈	
平成28年(2016)	4月	「消防団関係優良事業所感謝状」の授受及び「豊田市消防団協力事業所表示証」の授受	
	3月	豊田市に「交通事故撲滅に向けた活動推進」のために寄附を行った功績が認められ紹綴褒章を受章	
	7月	浄水支店開設	
	11月	エコアクション21・環境経営システム(EA21)の認証を取得	
平成29年(2017)	12月	「中小企業者等金融円滑化法」に伴う、貸付条件変更などの「苦情相談窓口」を設置	
平成30年(2018)	6月	「あいち中小企業応援センター」事業参加	
令和元年(2019)	9月	「ネット口座振替受付サービス」を開始	
令和2年(2020)	9月	「とよしんエコキャップ回収運動」開始	
	11月	「愛知ビジネスパークいざ検索!」加盟	
	12月	「TKC中部会「経営改善計画策定サービス」開始	
令和3年(2021)	4月	「東日本大震災に伴う緊急融資相談窓口設置	
	7月	「東日本大震災に対する義援金寄贈	

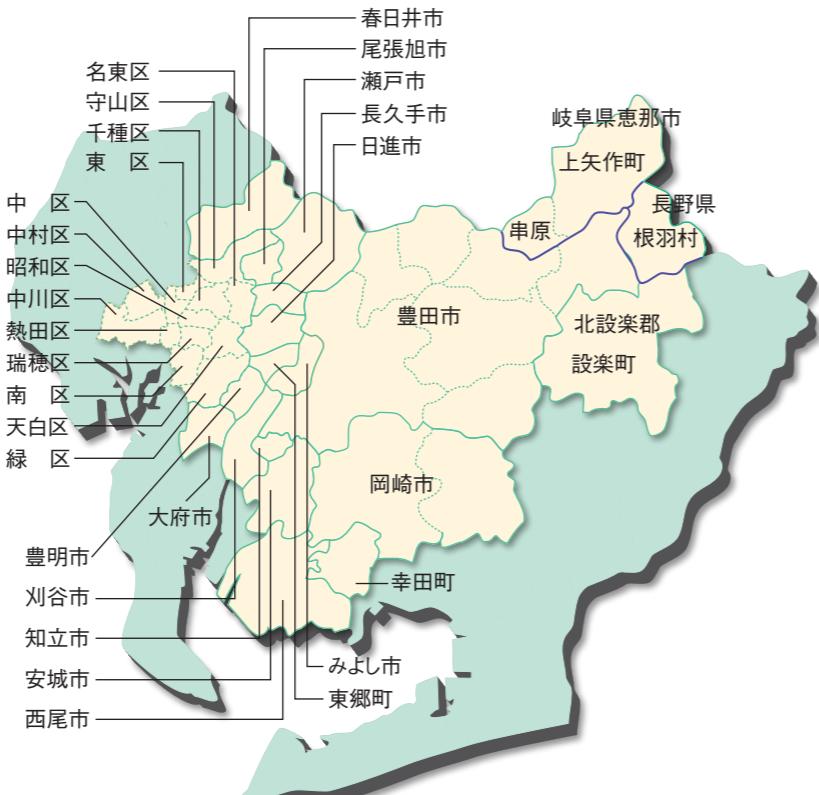
4月	東日本大震災の被害に対して「救援募金の寄付」並びに「支援物資」を提供	
4月	「東日本大震災対策特別融資」の取扱開始	
6月	全店に「認知症サポーター」を配置	
11月	エコ積金(森を育てる定期積金)募集終了に伴い、豊田市へ92万円を寄贈	
12月	預金量1兆円達成	
1月	「トヨタ町支店(旧「平山支店」)」が新築移転開店	
12月	37番目の店舗として「三河安城支店」オープン	
12月	4金庫連携アジア会セミナー開催(当庫・豊橋・豊川・西尾信用金庫、経済産業省との連携)	
12月	中小企業経営力強化支援法に基づく「経営革新等支援機関」として認定	
2月	「とよしんでんさいサービス」の取扱開始(電子記録債権の取引)	
2月	全店に「金融コンプライアンス・オフィサー試験認定資格者」を配置(コンプライアンス体制の強化)	
4月	全店で米ドルの外貨両替、本店での米ドルを含む17通貨の外貨両替開始	
10月	ATM休日・時間外手数料の無料化	
11月	「とよしん職域サポート契約」取扱開始	
1月	「ラムサール条約湿地登録記念定期積金」募集終了に伴い、豊田市へ100万円を寄贈	
12月	金庫オリジナルキャラクター「フェニコロ」君誕生	
4月	38番目の店舗として「沢ヶ池支店」グランドオープン「ローンプラザ秋葉」オープン	
12月	「土橋支店」が新築移転開店	
4月	39番目の店舗として「とよしんインターネット支店」オープン	
5月	「平成28年熊本地震」に対する義援金寄贈	
7月	「ローンプラザ鳴海」オープン	
9月	「とよしん空き家情報パンクローン」発売	
2月	40番目の店舗として「米野木支店」グランドオープン	
2月	「とよしんリバースモーゲージローン」発売	
4月	41番目の店舗として「豊田駅前支店」オープン	
9月	「猿投支店」が新築移転開店	
11月	42番目の店舗として「美合支店」オープン	
12月	「高橋支店」が新築移転開店	
4月	「八橋支店」が新築移転開店	
7月	「日進支店」が新築移転開店	

主要な事業の内容

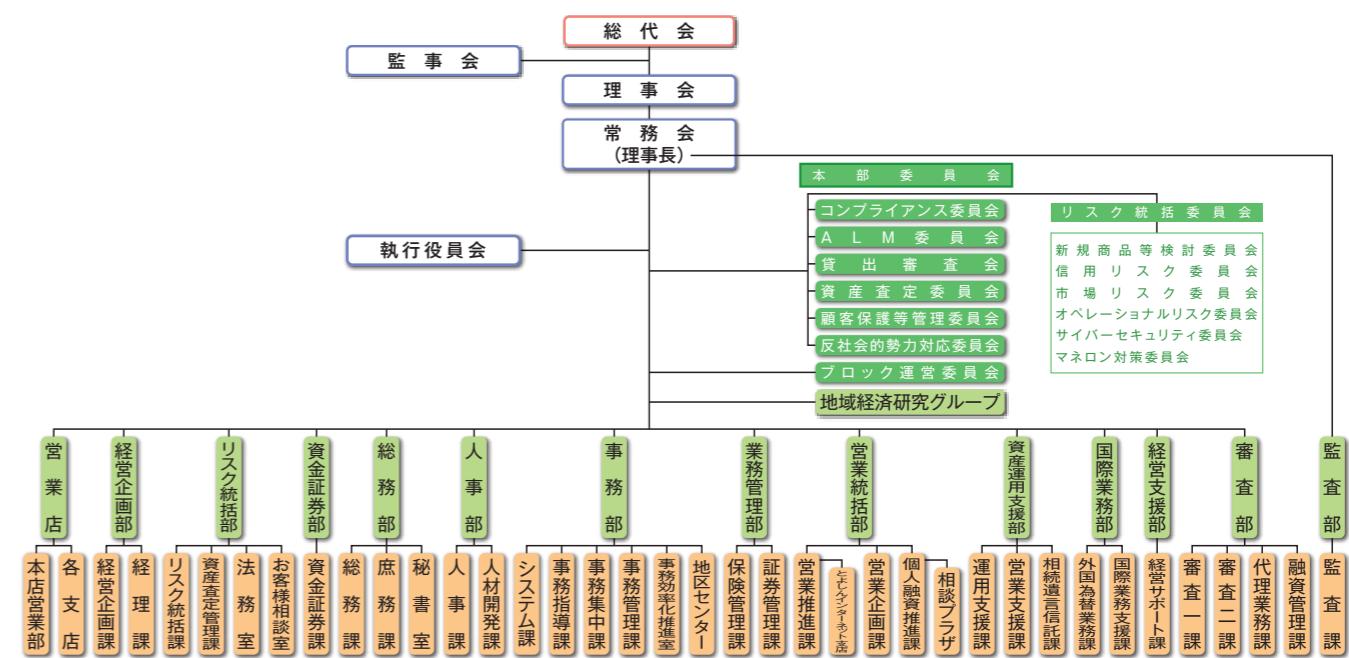
- 1.預金業務
 - 2.貸出業務・手形の割引
 - 3.為替業務(内国為替、外国為替)
 - 4.上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
 - (1) 債務の保証又は手形の引受け
 - (2) 有価証券の売買、有価証券関連デリバティブ取引等
 - (3) 有価証券の貸付け
 - (4) 国債証券、地方債証券、政府保証証券の引受け、募集の取扱い、及びねかえり玉の買取り
 - (5) 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務
 - (6) 短期社債等の取得又は譲渡
 - (7) 次に掲げる者の業務の代理
 - ①独立行政法人住宅金融支援機構
 - ②株式会社 日本政策金融公庫
 - ③日本銀行
 - ④独立行政法人中小企業基盤整備機構
 - ⑤独立行政法人勤労者退職金共済機構 他
 - (8) 業務の代理又は媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る)金庫(信用金庫及び信用金庫連合会)
 - (9) 信託会社又は信託業務を営む金融機関の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る)三井住友信託銀行株式会社 他
 - (10) 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納、その他金銭に係る事務の取扱い
 - (11) 有価証券、貴金属その他物品の保護預り
 - (12) 振替業
 - (13) 両替
 - (14) デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)であって信用金庫法施行規則で定めるもの((5)に掲げる業務に該当するものを除く。)
 - (15) 金融等デリバティブ取引
 - 上記(5)及び(14)に掲げる業務に該当するものを除く
 - 5.国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務
 - 6.法律により信用金庫が営むことのできる業務
 - (1) 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託業務
 - (2) 当せん金付証票の販売事務等
 - (3) 保険商品の窓口販売(保険業法第275条第1項により行う保険募集)
 - (4) 確定拠出年金法により行う業務
 - (5) 高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく高齢者居住支援センターからの委託事務
 - (6) 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づく信託業務
遺言関連業務 等
 - (7) 企業等の合併・買収及び営業譲渡等に関する仲介並びに助言・指導
 - (8) 企業等の経営に関する情報の提供・相談並びに助言・指導
 - (9) 企業等の事務受託業務 等
 - (10) 電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務

営業地区

- 豊田市
 - 岡崎市
 - 刈谷市
 - 安城市
 - 知立市
 - 豊明市
 - 瀬戸市
 - 尾張旭市
 - 大府市
 - 春日井市
 - 日進市
 - 長久手市
 - 西尾市
 - みよし市
 - 名古屋市のうち
 - 昭和区
 - 千種区
 - 瑞穂区
 - 南区
 - 緑区
 - 天白区
 - 名東区
 - 中区
 - 守山区
 - 東区
 - 熱田区
 - 中村区
 - 中川区
 - 愛知県愛知郡
 - 愛知県北設楽郡のうち設楽町
 - 岐阜県恵那市のうち上矢作町・串原
 - 長野県下伊那郡根羽村
 - 愛知県額田郡



組織図 (令和3年6月末現在)



役員(令和3年6月末現在)

※6月22日の臨時理事会・臨時監事会において
下記新体制といたしました。

1. 役 員

会長 (代表理事)	小木曾鉱三	常務理事	田中清貴	理事	朝居克浩	常勤監事	飯見績
理事長 (代表理事)	藤嶋伸一郎	常務理事	須賀悦夫	理事	大橋宏	監事	三宅英臣
専務理事 (代表理事)	牧野肇	常務理事	福岡祥二	理事	高橋純夫	監事	杉山基明
専務理事 (代表理事)	尾村明俊			理事	二宮謙治		

2. 役員報酬体系について

1. 対象役員
当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成しております。

(1) 報酬体系の概要
【基本報酬及び賞与】

と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。
「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他
「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項として、信金金庫等の業務の運営

【基本報酬及び賞与】 非常勤を含む全役員の

そのうえ、各理事の基本報酬につきましては役位や在任年数等を考慮して、年間合計で約1億円を予定しております。また、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項でも、信用金庫等の業務の運営

、報酬等に関する事項であつて、信用金庫等の業務の運営は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官

に定めるものと定める」(平成24年3月29日付金融庁告第22号)第3条第1項第3号及び第5号並びに第2項第3号第5号に該当する事項はありませんでした。

数等を、各理事の賞与額に

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受けける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重

金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、車の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法の役職員であって、対象役員が受けける報酬等と同等額以上州等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重影響を与える者をいいます。

6、令和2年度において、対象職員等に該当する者はいません。

- 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めています。
- 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。なお、令和2年度においては、該当

する会社はありませんでした。

3.「同等額」は、令和2年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4. 令和2年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

以上

心と心のおつきあい TOYOSHIN MAP とよしんマップ

豊田信用金庫 店舗一覧(2021年7月現在)



ATMご利用時間
平日・土日祝 8:00~21:00
(一部ATM除く)

**本店営業部**豊田市元町1丁目48番地
☎0565-31-1616**若宮支店**豊田市若宮町8丁目1番地9
☎0565-32-3015**山之手支店**豊田市山之手4丁目15番地
☎0565-28-3456**トヨタ町支店**豊田市前山村1丁目1番地2
☎0565-29-2626**大林支店**豊田市大林町10丁目16番地5
☎0565-24-5555**野見山支店**豊田市野見山町1丁目101番地5
☎0565-89-6611**井上支店**豊田市井上町3丁目90番地
☎0565-45-2230**下市場支店**豊田市下市場町6丁目58番地
☎0565-36-3111**高橋支店**豊田市高橋町2丁目97番地
☎0565-89-1131**上郷支店**豊田市上郷町5丁目17番地1
☎0565-21-1151**高岡支店**豊田市若林西町六反ヶ坪65番地1
☎0565-52-2311**神池支店**豊田市神池町1丁目1119番地34
☎0565-89-2351**岡崎支店**岡崎市錦町9番地17
☎0564-25-0571**美合支店**岡崎市美合町字つむぎ中3番地3
☎0564-54-6767**刈谷北支店**刈谷市東境町兒山415番地1
☎0566-36-0500**三好支店**みよし市三好町湯ノ前119番地
☎0561-32-2311**朝日支店**豊田市宮上町3丁目28番地1
☎0565-33-9331**青木支店**豊田市青木町4丁目52番地
☎0565-45-8611**猿投支店**豊田市四郷町森前130番地1
☎0565-45-0551**八橋支店**豊田市花園町前田7番地2
☎0565-52-0011**三好北支店**みよし市福谷町蓬平地22番地1
☎0566-76-6161**三河安城支店**安城市三河安城東町1丁目6番地1
☎052-803-2511**日進支店**日進市浅田町上納32番地1
☎052-802-5011**米野木支店**日進市米野木2丁目505番地
☎0561-73-7311**陣中支店**豊田市日之出町1丁目1番地1
☎0565-32-5161**土橋支店**豊田市曙町3丁目58番地1
☎0565-29-1181**保見支店**豊田市保見町権堂115番地3
☎0565-48-1200**堤支店**豊田市堤町蔵下35番地
☎0565-53-6111**東郷支店**愛知郡東郷町大字和字前田163番地1
☎0561-38-1331**松ヶ池支店**長久手市菖蒲池201番地1
☎0561-64-3822**天白支店**名古屋市天白区植田南2丁目216番地
☎052-802-5011**野並支店**名古屋市天白区中坪町125番地
☎052-896-2311**田中支店**豊田市田中町1丁目119番地6
☎0565-24-5311**藤岡支店**豊田市藤岡町二反田457番地5
☎0565-76-2321**足助支店**豊田市足助町田町20番地
☎0565-62-0050**稻武支店**豊田市稻武町タヒラ19番地
☎0565-82-2551**名東支店**名古屋市名東区高針台1丁目113番地
☎052-702-1311

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、営業時間を変更する場合がございます。詳しくはホームページ等でご確認ください。

店舗一覧

店名	郵便番号	所在地	電話番号
本店 営業部	471-8601	豊田市元町1丁目48番地	0565-31-1616
若宮支店	471-0026	豊田市若宮町8丁目1番地9	0565-32-3015
山之手支店	471-0833	豊田市山之手4丁目15番地	0565-28-3456
トヨタ町支店	471-0828	豊田市前山町1丁目1番地2	0565-29-2626
高橋支店	471-0019	豊田市高橋町2丁目97番地	0565-89-1131
上郷支店	470-1218	豊田市上郷町5丁目17番地1	0565-21-1151
高岡支店	473-0917	豊田市若林西町六反ヶ坪65番地1	0565-52-2311
神池支店	471-0804	豊田市神池町1丁目1119番地34	0565-89-2351
朝日支店	471-0038	豊田市宮上町3丁目28番地1	0565-33-9331
青木支店	470-0335	豊田市青木町4丁目52番地	0565-45-8611
猿投支店	470-0373	豊田市四郷町森前130番地1	0565-45-0551
八橋支店	473-0924	豊田市花園町前田7番地2	0565-52-0011
陣中支店	471-0075	豊田市日之出町1丁目1番地1	0565-32-5161
土橋支店	471-0835	豊田市曙町3丁目58番地1	0565-29-1181
保見支店	470-0344	豊田市保見町権堂坊115番地3	0565-48-1200
堤支店	473-0932	豊田市堤町蔵下35番地	0565-53-6111
田中支店	471-0845	豊田市田中町1丁目119番地6	0565-24-5311
藤岡支店	470-0451	豊田市藤岡飯野町二反田457番地5	0565-76-2321
足助支店	444-2424	豊田市足助町田町20番地	0565-62-0050
稻武支店	441-2513	豊田市稻武町タヒラ19番地	0565-82-2551
大林支店	473-0902	豊田市大林町10丁目16番地5	0565-24-5555
野見山支店	471-0813	豊田市野見山町1丁目101番地5	0565-89-6611
井上支店	470-0372	豊田市井上町3丁目90番地	0565-45-2230
下市場支店	471-0875	豊田市下市場町6丁目58番地	0565-36-3111
元町支店	471-0036	豊田市広久手町1丁目37番地7	0565-33-0515
浄水支店	470-0343	豊田市浄水町南平5番地	0565-46-7281
豊田駅前支店	471-0027	豊田市喜多町2丁目170番地	0565-47-0081
岡崎北支店	444-2117	岡崎市百々西町19番地17	0564-25-6981
岡崎支店	444-0067	岡崎市錦町9番地17	0564-25-0571
美合支店	444-0802	岡崎市美合町字つむぎ中3番地3	0564-54-6767
刈谷北支店	448-0007	刈谷市東境町児山415番地1	0566-36-0500
三好支店	470-0224	みよし市三好町湯ノ前119番地	0561-32-2311
三好北支店	470-0207	みよし市福谷町蓬平地22番地1	0561-36-3551
三河安城支店	446-0057	安城市三河安城東町1丁目6番地1	0566-76-6161
日進支店	470-0124	日進市浅田町上納32番地1	052-803-2511
米野木支店	470-0118	日進市米野木2丁目505番地	0561-73-7311
東郷支店	470-0153	愛知郡東郷町大字和合字前田163番地1	0561-38-1331
松ヶ池支店	480-1115	長久手市菖蒲池201番地1	0561-64-3822
天白支店	468-0053	名古屋市天白区植田南2丁目216番地	052-802-5011
野並支店	468-0048	名古屋市天白区中坪町125番地	052-896-2311
名東支店	465-0054	名古屋市名東区高針台1丁目113番地	052-702-1311
事務センター	470-0343	豊田市浄水町伊保原113番地	0565-43-0105
本部	471-8601	豊田市元町1丁目48番地	0565-31-1616
とよしんインターネット支店	471-8601	豊田市元町1丁目48番地	0120-153-088

●印は、土曜稼働 ●印は、日曜稼働 ●印は、共同ATM幹事コーナーです。 ATM利用手数料、振込手数料が一部異なります。

「しんきんゼロネットサービス」は全国各地に設置されている、しんきんのATMを無料でご利用いただけるサービスです。
※右記以外の時間帯および、日曜日・祝休日のご利用では、しんきん所定の手数料を申し受けます。
※一部のしんきんATMでは、土曜日に本サービスをご利用できない場合があります。
※一部対象となるATMがあります。

しんきんゼロネットサービスのご利用時間および対象取引

曜日	ご利用時間	対象取引
平日	8:45～18:00	お預入れ・お引き出し
土曜日	9:00～14:00	お預入れ・お引き出し

店舗外ATMコーナー	
名 称	
[豊 田 市 街]	
●	名鉄豊田プラザ ギャザ(3階)
●	ティーフェイス(A館8階) 豊田市役所(南庁舎内)
●	DCMカーマ21 豊田店 やまと 梅坪店 クロスマール 豊田陣中
●	トヨタ生協 栄店 トヨタ生協 朝日店 鉄工団地
●	フィールトヨタ店 フィール リスタ 豊田ほっとかん ドミニ 昆森公園店 リブレ豊田元宮 イオンスタイル豊田
[山 之 手 地 区]	
●	トヨタ生協 本店 トヨタ生協 本店第2 MEGA ドンキホーテUNY豊田元町店 トヨタ記念病院
●	メガリア エムバーグ トヨタ生協 永覚店
[上 郷 ・ 高 岡 地 区]	
●	トヨタ生協 若園店 トヨタ生協 星ヶ丘店 やまと 楠店 メガリアはなぞの店
[高 橋 地 区]	
●	グリーンシティ(2階) トヨタ生協 加茂川店 トヨタ生協 市木店 トヨタ生協 志賀店 えぶろん 渋谷店 トヨタ生協 五ヶ丘店 やまと 野見山店
[猿 投 地 区]	
●	コノミヤ 青木店 トヨタ生協 井上店 トヨタ紡織 猿投工場 トヨタ生協 藤岡店 豊田厚生病院 えぶろん 生鮮館 ドラッグスギヤマ四郷店 四郷スマートタウン
[小 原 ・ 足 助 地 区]	
●	小原支所 パレット
[下 山 地 区]	
●	デイリーヤマザキ下山花沢
[み よ し 地 区]	
●	サンドラッグ 弥栄店 アイモール三好 トヨタ生協 三好店 ファミリーマート 三好あざぶ店 ペイシア三好店
[東 郷 地 区]	
●	ららぽーと愛知東郷
[安 城 地 区]	
●	フィール 新安城店
[岡 崎 地 区]	
●	トヨタ生協 上里店
[長 久 手 地 区]	
●	スーパービバホーム 長久手店 イオンモール長久手
[日 進 地 区]	
●	マックスバリュ米野木店 プライムツリー赤池
[信 用 金 库 共 同]	
●	JRセントラルタワー 桜通り JRセントラルタワー スカイシャトル 中部国際空港セントレア

索引

■資料編(①～②6ページ)は当金庫のウェブサイト
(ディスクロージャー誌の掲載ページ)
【<https://www.toyoshin.co.jp/>】に掲載しております。

金庫の直近の3事業年度における財産の状況

1.貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	①～⑧
2.貸出金のうち次に掲げるものの金額及び合計額	
①破綻先債権に該当する貸出金	14
②延滞債権に該当する貸出金	14
③3カ月以上延滞債権に該当する貸出金	14
④貸出条件緩和債権に該当する貸出金	14
3.自己資本の状況	11
4.次に掲げるものに対する取得価格、時価及び評価損益	
①有価証券	⑯
②金銭の信託	⑯
5.貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	⑬
6.貸出金償却額	⑬

報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの

対象役員及び対象職員等の報酬等の種類、
支払総額及び支払方法に関する事項

子会社等の概況に関する事項

1.金庫の子会社等に関する事項	
①名称	⑯
②主たる営業所または事務所の所在地	⑯
③資本金	⑯
④事業の内容	⑯
⑤設立年月日	⑯
⑥金庫が保有する子会社等の議決権の総株主、総社員 又は総出資者の議決権に占める割合	⑯

金融再生法に基づく開示債権

金融再生法に基づく開示債権	13
---------------	----

自己資本の充実の状況

1.自己資本の構成に関する開示事項	⑯～⑯
2.定性的な開示事項	⑯～⑯
3.定量的な開示事項	⑯～⑯

自主開示項目

金庫の概況及び組織に関する事項

①経営理念と基本姿勢・目標	3
②会員数と出資金額	25
③総代会	30～32
④営業地区	35

その他

①ごあいさつ	2
②中小企業の経営改善及び地域活性化の取組み状況について	22
③豊田信用金庫と地域社会(地域貢献)	28
④豊田信用金庫×【SDGs】に関する取組みについて	29
⑤営業のご案内	15～17
⑥サービスのご案内・相談	18
⑦手数料一覧表	19～20
⑧とよしんの沿革と歩み	33～34
⑨とよしんマップ	37～38



当金庫のディスクロージャー誌（資料編）
の閲覧に係るご案内

豊田信用金庫（以下「当金庫」といいます。）の説明書類（ディスクロージャー誌）のうち、詳細な計数資料等については「資料編」として当金庫のホームページに掲載しておりますので、閲覧を希望されるお客様は、下記のウェブサイトからご覧下さい。

なお、インターネットの操作が分からぬお客様またはインターネットに接続できる電子機器（パソコン、スマートフォン等）をお持ちでないお客様は、お取引店までご相談ください。

記

- 当金庫のウェブサイト（ディスクロージャー誌の掲載ページ）
【<https://www.toyoshin.co.jp/about/disclosure/>】

※なお、スマートフォン等からは、こちらでもアクセスすることができます。



「フェニコロ」君

心と心のおつきあい
豊田信用金庫

ホームページ <https://www.toyoshin.co.jp>



環境に配慮した植物油
インキを使用しています



責任ある管理がされた森林からの材を含む
FSC®認証紙を使用しております。